

赤字: H10計画に位置付けのない施策名 茶字: 第2回委員会で提示した効果等の例示部分

第3回 琵琶湖の総合的な保全のための計画点検調査委員会

資料 3

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野 | 対策の区分 | 対策の構成                   | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字: H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量   | 達成度                        | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体   | 補助主体  | 始期        | 予定終期      |      |      |
|----|-------|-------------------------|---|--|---|----------------------------|---|--|--|---|-----------|-----------|------|------|
| 1  | 生活系対策 | 生活排水の負荷削減               | ★ ○ 下水道整備事業   | 平成22末普及率85%<br>【期間中普及率を31%向上、(県域全体30%向上)】  | 20年度末普及率:84.7%<br>【H11~H20 29.7%向上】   | = $(84.7-55)/(85-55)=99\%$ | 下水道整備は計画施策量の達成に向け、順調に普及率が向上しているとともに、農業集落排水については、全国の平均整備率に対して高い整備率となるとともに合併処理浄化槽設置整備事業は、計画施策量を大きく上回る施策量が実施され、生活排水負荷削減によって琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全が図られた。  | 生活排水負荷削減の推進には、未普及地域の解消とともに水洗化率の向上、啓発や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽においては法定検査受検の啓発を行うことが必要である。 | 滋賀県/市町   | 国土交通省   | -         | -         |      |      |
| 2  |       |                         | ① 合流式下水道緊急改善事業  |  | H20年度末 合流式下水道改善面積率 0%<br>※事業費進捗率 25.6%<br>※平成25年度末までに完了する予定。  |                            |   |  | 生活排水の負荷削減としては、H7年度 平成20年度末 COD負荷量 100% → 60.1% 減<br>T-N 負荷量 100% → 26.5% 減<br>T-P 負荷量 100% → 50.1% 減 | 大津市   | 国土交通省     |           | 2013 |      |
| 3  |       |                         | ★ ○ 農業集落排水事業  | 27集落                                       | ・流域内:18集落<br>・流域外:3集落   | = $(18+3)/27=77.8\%$       |   |  |  | ※生活排水には処理系を含む。  | 市町        | 農林水産省/滋賀県 | -    | -    |
| 4  |       |                         | ★ ○ 合併処理浄化槽設置整備事業   | 11,330基                                    | ・18,163基  | -                          |   |  |  |   | 市町        | 環境省/滋賀県   | -    | -    |
| 5  |       |                         | ★ ○ 生活排水汚濁水路浄化施設整備事業  |  |   |                            |   |  |  |   |           |           |      |      |
| 6  | 処理系対策 | 生活排水の(超)高度処理による負荷削減     | ★ ● 下水道整備事業(下水道超高度処理)   | 終末処理場の処理能力総計 87万m <sup>3</sup> /日最大        | 終末処理場の処理能力総計51万m <sup>3</sup> /日最大であり、全量T-N及びT-Pの高度処理を導入。<br>T-Nの超高度処理対策としてのステップ多段法については、新規増設および改築更新事業において順次導入。COD、T-Pの超高度処理対策については、琵琶湖の水質汚濁のメカニズム解明調査の結果等をふまえて判断することとしている。 | -                          | 下水道では、全ての処理場で窒素、リンの高度処理を実施し、生活排水系の流入負荷量の削減が図られた。<br>農業集落排水においては、全ての処理場で窒素の高度処理を実施し、生活排水の流入負荷量の削減が図られた。<br><br>農業土壌トレンチによる削減<br>平成20年度末<br>COD負荷量 5.18kg/日<br>T-N 負荷量 1.20kg/日<br>T-P 負荷量 0.63kg/日 | T-Nの超高度処理化については、引き続き実施していくが、COD、T-Pの超高度処理対策については、琵琶湖の水質汚濁のメカニズム解明調査の結果等をふまえての判断が必要である。     | 滋賀県  | 国土交通省   | 2001      | -         |      |      |
| 7  |       |                         | ★ ● 農業集落排水事業  | 34集落(高度処理施設)                               | ・流域内:18集落<br>・流域外:3集落   | = $(18+3)/34=61.8\%$       |   |  |  | 市町  | 農林水産省/滋賀県 | -         | -    |      |
| 8  |       |                         | ★ ● 農業集落排水処理施設高度処理維持管理費補助   |  | ・流域内:18集落<br>・流域外:3集落   | = $(18+3)/34=61.8\%$       |   |  |  |   | 市町        | 滋賀県       | -    | -    |
| 9  |       |                         | ★ ○ し尿処理施設整備事業  | 8施設  |   | = $2/8=25\%$               | 大津市(旧志賀町)(し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業)、甲賀広域行政組合(汚泥再生処理センター整備事業)  |  |  | し尿処理施設の機能向上及び更新、ゴミ処理施設の更新等により琵琶湖周辺等におけるし尿・ごみの処理の適正化確保が図れ、負荷量の削減に寄与した。 | 市町/一部事務組合 | 環境省/滋賀県   | -    | 2009 |
| 10 |       | し尿、ごみ処理施設の処理の適正化による負荷削減 | ★ ○ ごみ処理施設整備事業  | 34施設                                       | 中部清掃組合(ごみ処理施設・リサイクルセンター整備事業)、大津市(旧大津市志賀町行政事務組合)(リサイクルセンター)、草津市(プラスチック圧縮梱包処理施設)、高島市(ストックヤード整備)、湖北広域行政事務センター(一般廃棄物最終処分場整備)、高島市(最終処分場再生事業) ⇒6施設                                | = $6/34=17.6\%$            | し尿処理施設の負荷削減<br>H7年度 平成20年度末<br>COD負荷量 100% → 69.5% 減<br>T-N 負荷量 100% → 65.5% 減<br>T-P 負荷量 100% → 77.8% 減  |  | 市町/一部事務組合  | 環境省   | -         | -         |      |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野 | 対策の区分 | 対策の構成       | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量  | 達成度  | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体   | 補助主体         | 始期        | 予定終期 |      |
|----|-------|-------------|--|--|--|--|--|--|--------|--------------|-----------|------|------|
| 11 | 水質    | 地域水(物質)循環対策 | ★ ● 下水汚泥資源利用・下水汚泥資源利用モデル事業   | 汚泥処理施設及び資源化施設有効利用他                         | 下水汚泥リサイクル率87%(平成19年度末)<br>平成20年度に琵琶湖流域下水道汚泥処理方式検討委員会を設置し、湖南中部、湖西の次期汚泥処理方式と資源循環を含めた中長期的な方向性を検討している。 | -  | 施設整備等により、下水汚泥リサイクルが順調に進んでいる。   | 焼却灰の資源化、湖西処理区は委員会による処理方式の検討が必要である。   | 滋賀県/市町 | -            | -         | -    |      |
| 12 | 水質    | 工業系対策       | ★ ● 廃棄物の一体処理による負荷流出抑制  |  |  |  | -  | -  | -      | -            | -         | -    |      |
| 13 | 水質    | 家畜ふん尿の負荷削減  | ★ ○ 地域畜産環境整備事業   | 4セット                                       | 家畜排せつ物処理施設5セット   | 100%   | 家畜ふん尿の処理を図る施設を整備することにより、家畜ふん尿の負荷軽減及び琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全が図られた。   | 耕畜連携による家畜排せつ物の利用促進を図り資源循環型農業を推進することが必要である。   | 営農集団他  | 農林水産省        | -         | -    |      |
| 14 | 水質    |             | ★ ○ 畜産環境施設整備事業   | 5セット                                       |  |  |  |  | 営農集団他  | 農林水産省        | -         | -    |      |
| 15 | 水質    | 地域水(物質)循環対策 | ★ ● 広域的なリサイクルセンターの整備対策   | 3セット                                       | 家畜排せつ物堆肥化施設 1セット   | =1/3=33%   | 家畜飼養施設等からの環境負荷軽減、家畜排せつ物のエネルギー利用に対する啓発及び有機性資源の循環利用と飼料自給率の向上に寄与する効果が図られた。                                    | 資源循環型農業の推進、耕畜連携による取組の拡大、飼料の安全性確保と消費者の理解醸成が課題。  | 営農集団他  | 農林水産省        | 2001      | -    |      |
| 16 | 水質    |             | ①  | バイオガス活用モデル展示事業                             |  | バイオガス活用モデル検討会の開催、研修会の開催、啓発施設の公開、バイオガス施設の運営、マニュアル作成                       | -  |  |        | 滋賀県          | 農林水産省     | 2001 | 2007 |
| 17 | 水質    |             | ①  | 飼料化による食品リサイクルの推進事業                         |  | 食品・加工残さを活用した家畜の飼料給与方法の開発(乳牛、豚、鶏)ブルキル・ブラックハスの飼料化技術の開発(豚、鶏)                | -  |  |        | 滋賀県          | 農林水産省     | 2001 | 2003 |
| 18 | 水質    |             | ①  | 有機性資源循環利用システムの確立事業                         |  | 協議会・研修会の開催、地域協議会の設置、基本計画の策定に関する調査  | -  |  |        | 滋賀県          | 農林水産省     | 2001 | 2002 |
| 19 | 水質    |             | ①  | しがゼロエミッション型農村創生事業                          |  | 連絡調整会議の運営、市町担当者研修会の開催、バイオマス活用マスタープランの作成(県域、甲賀地域)、モデル地区の取組支援(甲賀市、米原市、高島市) | -  |  |        | 滋賀県/市町       | 農林水産省     | 2003 | -    |
| 20 | 水質    | 省化学肥料等推進対策  | ★ ○ 肥料成分流出防止対策事業   |  | 環境こだわり農業に統合。   | -  | 農業と化学肥料の使用量を通常より削減するとともに、農業濁水を抑制する環境こだわり農業の栽培面積が水稲作付面積の30%に達するなど普及拡大と県民の認知度の向上に効果が図られた。                    | 今後も世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策として、県内へ一層拡大していく必要がある。   | 滋賀県    | -            |           |      |      |
| 21 | 水質    |             | ★ ○ 持続的農業総合対策事業  |  | 環境こだわり農業に統合。   | -  |  |  | 滋賀県/市町 | -            |           |      |      |
| 22 | 水質    |             | ★ ○ 土づくり実践推進事業   |  | 環境こだわり農業に統合。   | -  |  |  | -      | -            |           |      |      |
| 23 | 水質    |             | ①  | 環境こだわり農業の推進                                |  | H20環境こだわり農産物の栽培面積  |  |  |        | 滋賀県          | -         |      |      |
| 24 | 水質    | 農村地域水質保全対策  | ★ ● 農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)  |  | 2地区  | -  | 水質浄化施設、循環かんがい施設などの整備・運用、地域ぐるみによる先進的な営農活動、濁水の流出防止などを行うことにより、農地から流出する排水の負荷削減が図られた。また、農業用水が持つ地域用水の機能の増進が図られた。 | 今後とも、農地から流出する排水の汚濁負荷削減のため、水質浄化施設や循環かんがい施設などの整備を進めるとともに、環境に配慮した農業の推進を図り、農地から流出する排水の負荷削減を進めていくことが必要。 | 農林水産省  | -            | 1998      | 2009 |      |
| 25 | 水質    |             | ★ ● 地域用水機能増進事業(農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型))  |  | 4地区(1129ha)  | -  |  |  | 滋賀県    | 農林水産省        | -         | -    |      |
| 26 | 水質    |             | ★ ◎ 水質保全対策事業   |  | 10地区<br>整備面積:2,135ha(整備目標:2,507ha)   | =2135/2507=85.2%   |  |  | 滋賀県    | 農林水産省        | -         | -    |      |
| 27 | 水質    |             | ★ ● 単独みずすまし事業「水田反復利用施設」から施策名変更   |  | 7地区  | -  |  | 農業農村整備事業による削減<br>平成20年度末<br>COD負荷量 41.44kg/日<br>T-N 負荷量 13.77kg/日<br>T-P 負荷量 0.95kg/日              |        | 滋賀県/市町/土地改良区 | 滋賀県       | -    | -    |
| 28 | 水質    |             | ★ ○ 中山間地域総合整備事業  |  | 71地区(38.4ha)   | -  |  |  |        | 滋賀県/市町/土地改良区 | 農林水産省/滋賀県 | -    | -    |
| 29 | 水質    |             | ★ ○ かんがい排水事業   |  | 滋賀県等:11地区(1682ha)  | -  |  |  |        | 滋賀県          | 農林水産省     | -    | -    |
| 30 | 水質    |             | ★ ○ 基幹水利施設補修事業   |  | 12,700ha   | -  |  |  |        | 滋賀県          | 農林水産省     | -    | -    |
| 31 | 水質    |             | ★ ○ ほか整備事業   |  | (509ha)  | -  |  |  |        | 滋賀県/市町/土地改良区 | 農林水産省/滋賀県 |      |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野       | 対策の区分   | 対策の構成   | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量                                    | 達成度                     | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体                                    | 補助主体             | 始期   | 予定終期 |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
|----------|---------|---|--|--|--|-------------------------|--|---|---|------------------|------|------|--|------|---------|---------|---------|---------|-------------|------------|----------|---------|-------------|------------|----------|---------|-------------|------------|
| 33       | 水質      |   | ★ ○ 農村地域環境整備事業   |  | 8地区<br>地域用水環境整備事業へ名称変更                         | -                       |  |   | 滋賀県/市町                                  | 農林水産省/<br>滋賀県    | -    | -    |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 34       | 水質      |   | ① 農地環境整備事業   |  | 1地区(相谷地区)                                      | -                       |  |   | 滋賀県/市町<br>/土地改良区                        | 農林水産省/<br>滋賀県    | 2007 | -    |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 35       | 水質      |   | ① 地域農業確立総合支援高度化事業(国庫名:強い農業づくり交付金)  |  | 技術実証 延べ165箇所                                   | -                       |  |   | 滋賀県                                     | 農林水産省            | 2000 | 2006 |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 36       | 水質      |   | ② 農業濁水ゼロチャレンジ事業  |  | 60集落   | -                       |  |   | 営農集団等                                   | 滋賀県              | 2003 | 2006 |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 37       | 水質      |   | ① びわこ流域田圃水循環推進事業   |  | 水循環マスタープランの策定 5地区<br>農業排水をリサイクルする施設の高度な活用 19地区 | -                       |  |   | 滋賀県/協議会                                 | 滋賀県              | 2004 | -    |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 38       | 水質      |   | ① 農地・水・環境保全向上対策  |  | 790地区協定農用地面積34,009ha                           | -                       |  |   | 地域協議会                                   | 農林水産省/<br>滋賀県/市町 | 2007 | 2011 |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 39       | 水質      | 地域水(物質)循環対策   | ★ ○ 農業集落排水事業   | 34集落(高度処理施設)                               | ・流域内:18集落<br>・流域外:3集落                          | -                       | 農業集落排水処理施設から発生する汚泥や処理水の有効利用が図られ、汚濁負荷の総量抑制が図られた。  | 今後とも、処理場から発生する汚泥や処理水の有効利用により、汚濁負荷の総量抑制を図っていくことが必要。  | 市町                                      | 農林水産省/<br>滋賀県    | -    | -    |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 40       | 水質      |   | ★ ● 農業集落排水汚泥処理推進パイロット事業  |  |  |                         |  |   | -                                       | -                |      |      |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 41       | 水質      |   | ① 環境農業直接支払交付事業   |  | 水稻:13,909ha 野菜・果樹等:889ha<br>合計:14,798ha        | -                       |  |   | 協定締結農業者等                                | 滋賀県              | 2004 | 2008 |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 42       | 水質      | 土地系対策   | ★ ● 市街地排水浄化対策事業(平成11年度より新世代下水道支援事業制度 水環境創造事業(ノンポイント汚濁負荷削減型))                             | 1,800ha                                    | 供用開始:114ha(山寺川80ha、守山栗東雨水幹線34ha)であり、現在一部整備中。   | =114/1800<br>=6.3%      | 一定の汚濁負荷削減に貢献している。<br><br>市街地排水浄化対策事業による削減<br>平成20年度末<br>COD負荷量 6.0kg/日<br>T-N 負荷量 2.0kg/日<br>T-P 負荷量 0.1kg/日 | ・実施量が計画の6%にとどまっている。<br>・守山栗東雨水幹線については機能調査を実施する。<br>・琵琶湖の水質汚濁のメカニズム解明調査の結果等をふまえて今後の対応を判断する必要がある。 | 滋賀県/市                                   | 国土交通省            | -    | -    |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 43       | 水質      |   | ★ ● 土と水との活力再生事業  |  |  | 「土と水との活力再生評価事業」として施策展開。 | -  | 「河川中流域での水質改善メニューの検討」では、中流域における小規模は浄化対策として実験を行い、効果が見られた。   | 改善メニュー検討、パイロット事業が完了した段階であり、今後の展開が課題である。 | -                | -    |      |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 44       | 水質      | 面源負荷対策  | ① 河川中流域での水質改善メニューの検討   |  | H12中流域水質改善メニュー検討<br>H13長浜新川パイロット事業             | -                       |  |   | 滋賀県                                     | -                | 2000 | -    |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 45       | 水質      | 発生源対策の効果のとりまとめ  |  |  |  |                         |  | 発生源対策の課題のとりまとめ  |   |                  |      |      |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 46       | 水質      | <p>処理系対策については、処理施設の高度処理の推進が図られ、滋賀県下水道の高度処理人口普及率は84%(平成20年度末)と全国一位となっている。し尿・ゴミ処理施設の処理については、施設の老朽化等に対し計画的に更新等の整備が実施されるとともに、下水汚泥のリサイクル率も87%(平成19年度末)となっている。畜産系の対策としては、家畜排せつ物処理施設が5セット整備されるなどにより、家畜ふん尿による負荷の削減が図られた。農業系対策としては、水質浄化施設、循環かんがい施設、反復利用施設の整備と運用による農業排水の排出抑制、環境こだわり農業などによる化学肥料の削減及び濁水の流出防止等により、農地から流出する排水の負荷削減が図られた。</p> <p>土地系対策として、市街地排水対策については平成10年から実施した中間水路流域において集水面積80haの施設が供用し、面源負荷の削減を図っている。</p> <p>このような取り組みより、生活系では処理人口の平成7年度から平成16年度にわたる推移から、次のように削減された。なお、施策なしの場合は人口増加分は単独処理浄化槽で処理されるとした。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H7年度</td> <td>平成20年度末</td> <td>平成22年度末</td> </tr> <tr> <td>・COD負荷量</td> <td>現況:100%</td> <td>施策あり:29.3%減</td> <td>(目標 約31%減)</td> </tr> <tr> <td>・T-N 負荷量</td> <td>現況:100%</td> <td>施策あり:17.4%減</td> <td>(目標 約17%減)</td> </tr> <tr> <td>・T-P 負荷量</td> <td>現況:100%</td> <td>施策あり:30.7%減</td> <td>(目標 約36%減)</td> </tr> </table> <p>※流達率=1(流入負荷量の削減量を試算する際、流入負荷量=排出負荷量)として検討している。</p> |  |  |  |                         |  |   |   |                  |      |      |  | H7年度 | 平成20年度末 | 平成22年度末 | ・COD負荷量 | 現況:100% | 施策あり:29.3%減 | (目標 約31%減) | ・T-N 負荷量 | 現況:100% | 施策あり:17.4%減 | (目標 約17%減) | ・T-P 負荷量 | 現況:100% | 施策あり:30.7%減 | (目標 約36%減) |
|          | H7年度    | 平成20年度末   | 平成22年度末  |  |  |                         |  |   |   |                  |      |      |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| ・COD負荷量  | 現況:100% | 施策あり:29.3%減   | (目標 約31%減)   |  |  |                         |  |   |   |                  |      |      |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| ・T-N 負荷量 | 現況:100% | 施策あり:17.4%減   | (目標 約17%減)   |  |  |                         |  |   |   |                  |      |      |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| ・T-P 負荷量 | 現況:100% | 施策あり:30.7%減   | (目標 約36%減)   |  |  |                         |  |   |   |                  |      |      |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |
| 47       | 水質      | 農村地域における環境整備対策  | ★ ○ 農村地域環境整備事業   | 農業農村整備事業として12,700ha                        | 8地区<br>地域用水環境整備事業へ名称変更                         | -                       | 8地区において多自然型護岸等により排水の汚濁負荷削減が図られている。   | 施設の適正な維持管理を図っていくことが必要である。   | 滋賀県/市町                                  | 農林水産省/<br>滋賀県    | -    | -    |  |      |         |         |         |         |             |            |          |         |             |            |          |         |             |            |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野 | 対策の区分      | 対策の構成   | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)         | H20年度末累計施策量  | 達成度   | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体            | 補助主体  | 始期   | 予定終期 |  |
|----|------------|---|--|--|--|---|--|--|-----------------|-------|------|------|--|
| 48 | 流出過程対策     | 流入河川浄化対策  | ★ ◎ 河川環境整備事業   | 関係省庁:草津市<br>県:14河川                                 | 4河川完了 3河川(天神川(完了)、西の湖、平湖・柳平湖)一時貯留施設、底泥浚渫、導水工、モニタリング調査      | -   | 流入河川対策やピオトープの創出による浄化効果、負荷削減効果が見られた。                                | 維持管理等今後の状況をモニタリングが必要となる。                               | 滋賀県             | 国土交通省 | -    | -    |  |
| 49 |            |   |  | ヨシ原等の整備<br>植生護岸、モニタリング                             | -  | 例<br>・草津川では、COD27.8kg/日、T-N6.1kg/日、T-P0.79kg/日の削減がH17年モニタリングで確認された。   | 国土交通省  | -  | 1997            | 2006  |      |      |  |
| 50 |            | ①   | 琵琶湖岸(家棟川)ピオトープ整備事業   | ピオトープ整備1.7ha<br>モニタリング                             | -  | 河川環境整備事業による削減<br>平成20年度末<br>守山川 天神川<br>COD負荷量 14.2kg/日 13.8kg/日<br>T-N 負荷量 5.2kg/日 5.4kg/日<br>T-P 負荷量 0.40kg/日 0.37kg/日 | 国土交通省  | -  | 1999            | 2006  |      |      |  |
| 51 |            | 公共施設等による雨水の貯留浸透対策   | ★ ● 流域における貯留浸透事業   | 4地域(大津市、守山市、長浜市、野洲町の市街地)                           | 大津市で実施(雨水貯留ます設置助成)。  | -   | 一定の汚濁負荷削減に貢献している。  | 引き続き事業実施することが必要。                                       | 滋賀県             | -     |      |      |  |
| 52 |            | ダムにおける水質保全対策  | ★ ◎ ダム周辺環境整備事業(ダム貯水池水質保全事業)  | 4ダム  | 3ダム(余呉湖、姉川ダム、石田川ダム)  | =3/4=75%  | 対策により、ダム貯水池のアオコの発生が継続して抑制されている。                                    | 施設の適正な維持管理が必要である。                                      | 滋賀県             | 国土交通省 | 1999 | 2010 |  |
| 53 |            | 水質  | 流出過程対策の効果のとりまとめ  |  |  |   |  |  | 流出過程対策の課題のとりまとめ |       |      |      |  |
| 54 | 水質         | ・流出過程対策としては、多自然型護岸等の整備、河川の底土浚渫、ヨシ原、植生護岸、ピオトープ、ダム貯水池の水質保全等の整備が行われており、草津川の平成17年度モニタリングでは、COD:27.8kg・日、T-N6.1kg/日、T-P0.79kg/日の削減が、ダム湖ではアオコの発生抑制が継続して確認された。   |  |  |  |   |  |  |                 |       |      |      |  |
| 55 | 湖内対策       | 浮遊ゴミ、水草等の除去対策   | ★ ○ 漁場環境保全総合美化推進事業   |  | 不特定の者によって廃棄されたゴミが増加し、漁場の荒廃が進んでいるため、これらを回収・処分し、漁場環境の改善を図った。 | -   | ごみの回収・除去、水草等除去により環境改善が図られ、漁場環境の改善、船舶の航行障害の解消とともに、湖岸での悪臭発生の軽減が図られた。 | 事業の継続的な実施のための予算確保及び水草の大量繁茂のメカニズムの解明による効果的な対策の実施が必要となる。 | 滋賀県             | 水産庁   | 2000 | 2004 |  |
| 56 |            |   | ★ ○ 水草刈取事業   |  | 水草刈取 65,888t<br>(H11~H20 25,797t)                          | -   |  |  | 滋賀県             | -     | 1992 | -    |  |
| 57 |            |   | ★ ◎ 浮遊ゴミ等の除去対策<br>産卵繁殖場保全事業  |  | 産卵繁殖場保全事業でゴミ・水草等除去清掃。総回収廃棄物量427.9m <sup>3</sup>            | -   |  |  | 滋賀県             | 水産庁   | 2005 | 2008 |  |
| 58 |            | 底質改善対策  | ★ ◎ 河川環境整備事業(底質改善対策)   | 152ha 赤野井湾等  | 赤野井湾浚渫63.5ha<br>中間水路浚渫18.9ha<br>木浜内湖浚渫16.3ha               | = $(63.5+18.9+16.2)/152=64.9\%$   | 浚渫により底泥からの溶出が軽減し、負荷削減に貢献している。                                      | 再堆積による溶出等、継続したモニタリングが必要となる。                            | 滋賀県             | 国土交通省 | -    | -    |  |
| 59 |            |   | ★ ○ 沿岸漁場整備開発事業   |  | 水産基盤整備事業と統合  | -   |  | 滋賀県  | -               |       |      |      |  |
| 60 |            | 特定水域の浄化対策   | ★ ● 海域環境創造事業(停滞水域のファンクン増殖抑制対策事業)   | 22,500m <sup>3</sup>                               | 長浜港 薄層浚渫 4.81ha  | -   | 港内底泥浚渫によりアオコの発生が継続して抑制されている。                                       | 今後の動向の監視が必要となる。  | 滋賀県             | 国土交通省 | 2000 | 2005 |  |
| 61 | 自然浄化機能保全対策 | ★ ○ 水生植物を利用した水質浄化事業   | 指定植生面積240ha  | H11~H20<br>ヨシ群落造成事業 4.15ha<br>ヨシ群落維持管理事業 のべ196.7ha | = $196.7/240=82.0\%$                                       | 浜欠けの防止によるヨシ群落の再生に効果が図られた。   | モニタリング調査を継続し効果を検証する必要がある。  | 滋賀県  | -               |       |      |      |  |
| 62 | 水質         | 湖内対策の効果のとりまとめ   |  |  |  |   |  | 湖内対策の課題のとりまとめ  |                 |       |      |      |  |
| 63 | 水質         | 浮遊ゴミ、回収・処分、水草の刈り取り・除去によって、湖内・湖底の汚染減の排除、湖底浚渫による底質改善による無機塩類の溶出削減が図られた。<br>底質改善対策によって赤野井湾の底泥からの溶出負荷は、モニタリング調査結果(現地、底泥を採取し、室内溶出試験を実施)より、次のように削減されていることが報告されている。<br>浚渫前試験時期:平成9~15年度、浚渫後試験時期:平成13~17年度の平均値<br><br>T-N 23.2mg/m <sup>2</sup> /日 ⇒ 17.4mg/m <sup>2</sup> /日<br>T-P 1.9mg/m <sup>2</sup> /日 ⇒ 0.6mg/m <sup>2</sup> /日<br>出典:滋賀県公共事業評価監視委員会(平成18年12月25日)第2回委員会資料「琵琶湖(赤野井湾)統合河川環境整備事業」滋賀県 |  |  |  |   |  |  |                 |       |      |      |  |
| 64 | 水質         |   | ★ ○ 琵琶湖の富栄養化防止条例   |  | 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(略称「富栄養化防止条例」)<br>改正 平成20年3月28日条例第28号  | -   | 規制、条例等により水質保全、負荷量の削減、ポイ捨てゴミの減少に効果が図られた。                            | 条例規制については継続的遵守と事業者指導の維持、条例の認知度向上、環境美化に対する意識の高揚が必要である。  | 滋賀県             | -     |      |      |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野 | 対策の区分 | 対策の構成            | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量  | 達成度                                | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体  | 補助主体 | 始期 | 予定終期 |  |
|----|-------|------------------|--|--|--|------------------------------------|--|---|---|------|----|------|--|
| 65 | 水質    | 負荷排出規制、条例等       | ★ ○ 工場、事業場排水規制   |  | 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(略称「水質汚濁防止法上乘せ条例」)改正 平成20年3月28日条例第26号により規制強化。                              | -                                  | 例<br>・規制対象を排水量10m <sup>3</sup> /日以上<br>の工場・事業所に拡大し、指導を<br>継続することで琵琶湖への負荷削減<br>・合併処理浄化槽の設置義務化により、全浄化槽数に占める設置率は10年間で32%から約50%に向上<br>・大規模開発事業に対する環境アセスメント条例に基づく知事意見送付により環境影響の低減<br>・融資をおこなった企業の規制遵守率は高く、十分な効果が見られた。<br>・条例によるポイ捨ての取り締まりにより、定点観測調査では、H14年度に比べ約6割のポイ捨てごみが減少 | アンケートでは、ポイ捨てごみは以前と変わらないという意見が多くを占めた。  | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 66 | 水質    |                  | ★ ○ 事業場排水処理施設整備の融資制度   |  | 平成11年～20年度の補助額 26,819,757円<br>【H7～H21 : 36,307,077 円】<br>※平成6年～9年度の融資実績<br>小規模事業者 9件<br>中小企業者 1件         | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 67 | 水質    |                  | ★ ○ 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例   |  | 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例(みずすまし条例)により合併処理浄化槽の設置義務付け<br>改正 平成16年10月25日条例第38号                                     | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 68 | 水質    |                  | ★ ○ 環境アセスメント条例   |  | 滋賀県環境影響評価条例<br>改正 平成20年10月17日条例第86号  | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 69 | 水質    |                  | ★ ○ 滋賀県ごみ散乱防止条例  |  | ゼロ・エミッションの取組の推進として滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)環境美化監視員による監視・啓発活動、ごみのポイ捨て公開取締りなどへの取り組み<br>改正 平成16年10月25日条例第38号 | -                                  |  | 工業系の負荷削減<br>H7年度 平成20年度末<br>COD負荷量 100% → 34.6% 減<br>T-N 負荷量 100% → 25.5% 減<br>T-P 負荷量 100% → 29.6% 減 |   | 滋賀県  | -  |      |  |
| 70 | 水質    |                  | 規制・住民参画・情報共有等  | ★ ○ 下水道への接続の普及促進                           |  | 接続率84.7%<br>関連市町と協力して普及促進のPRにつとめる。 | -  | 普及啓発活動によって住民の参画、情報発信・提供を通じた情報共有に効果が図られた。  | ・各活動をさらに充実・質的向上をさせるため、各活動主体のネットワークを構築し、交流会等を通じた情報共有、ごみゼロの日、琵琶湖の日の一斉清掃に全県をあげた取り組みが必要である。浄化槽の法定点検受検の啓発等住民の環境に関する意識の高揚を進める必要がある。<br>・環境こだわり農業については今後も世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策として、県内へ一層拡大していく必要がある。 | 滋賀県  | -  |      |  |
| 71 | 水質    | ★ ○ みずすまし構想推進事業  |  |  | 地域への支援、推進協議会との連携。県下全域で12の協議会が活   | -                                  | 例<br>・県内12流域に設立されたみずすまし構想推進協議会との連携による地域住民活動や体験学習の推進  |   | 滋賀県/市町/土地改良区  | -    |    |      |  |
| 72 | 水質    | ★ ○ 農業排水対策啓発推進事業 |  |  | 普及啓発会議、各種研修会、有線放送、広報やリーフレットなどによる、啓発活動の実施。  | -                                  | ・環境こだわり農業の栽培面積が水稲作付面積の30%に達するなど普及拡大と県民の認知度が向上した。<br>・毎年10万人規模の一斉清掃活動が実施された。<br>・ホームページ、シンポジウム等   |   | 滋賀県/市町  | -    |    |      |  |
| 73 | 水質    | ★ ● 持続的農業の普及促進   |  |  | 環境こだわり農業に統合。   | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 74 | 水質    | ★ ○ 生活雑排水対策      |  |  | 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例 平成8年による規制等を展開一部改正 平成12.13.16年生活排水対策推進事業により浄化槽の法定点検受検率向上により適正管理を推進。                    | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 75 | 水質    | ★ ○ 住民参加の一斉清掃活動  |  |  | H10～19年度 県下一斉運動 累計動員数:1,246,886人。  | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 76 | 水質    | ★ ● 環境情報の提供      |  |  | 県ホームページによる環境情報の提供  | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 77 | 水質    | ★ ○ 環境ボランティアの育成  |  |  |  | -                                  |  |   | 滋賀県   | -    |    |      |  |
| 78 | 水質    | ★ ○ 身近な水辺環境再生事業  |  |  |  | -                                  |  |   | -   | -    |    |      |  |
| 79 | 水質    | 土地利用の適正化         |  | ★ ○ ゴルフ場の開発抑制                              |  | 新規開発ゴルフ場は無かった。                     | -  | ゴルフ場の開発が抑制され新規設置がないことや雨水貯留浸透施設設置助成制度が運用されるなど適正な土地利用の推進に効果が図られた。                                       | 事業者に対する適切な指導の継続と助成制度等の普及が必要。  | -    | -  |      |  |
| 80 | 水質    |                  | ★ ○ 雨水浸透工法の普及促進  |  | 例えば大津市河川課:雨水貯留浸透施設設置助成制度   | -                                  |  |   | -   | -    |    |      |  |
| 81 | 水質    |                  | ★ ○ 既存開発地の活用   |  |  | -                                  |  |   | -   | -    |    |      |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

## 琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野 | 対策の区分 | 対策の構成   | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量  | 達成度 | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体                   | 補助主体  | 始期   | 予定終期 |  |
|----|-------|---|--|--|--|-----|--|--|------------------------|-------|------|------|--|
| 82 | 水質    | 企業の取り組みの促進  | ★ ●  | 環境リスク対策の推進(PRTR制度の促進)                      | PRTR上位5物質排出量の低減  | -   | 環境リスク対策の推進については、PRTR制度により、環境への排出量の把握ができ、近年排出量の低下傾向が確認できた。  | 法規制については、継続的に遵守される必要があり、事業者指導の維持が課題である。  | 滋賀県                    | -     |      |      |  |
| 83 | 水質    |   | ★ ●  | 環境管理システムの構築推進(ISO14000の推進)                 | 滋賀県庁平成10年3月ISO14001EMS認証 H20年度県内事業所総取得件数361件   | -   | 例<br>・県内の製造業1,000事業所あたりの取得率が全国3位である等、民間に普及した。  |  | 滋賀県                    | -     |      |      |  |
| 84 | 水質    | 微量化学物質対策  | ★ ●  | 環境リスク対策の推進(環境リスク総合管理の推進)(化学物質環境リスク低減対策の推進) | ・H11～H14 琵琶湖の底質を対象とした化学物質調査を実施<br>・H15～H17 琵琶湖流入河川を対象とした化学物質調査を実施                            | -   | 底質、水質とも検出された化学物質の濃度範囲は全国調査等と同程度であることが確認され微量化学物質対策についての情報共有が推進された。  | 化学物質の発生源の検証ならびに未調査の化学物質を対象とした調査を通じた情報共有の一層の拡大。   | 滋賀県                    | -     |      |      |  |
| 85 | 水質    |   | 規制・住民参画・情報共有等の効果のとりまとめ   |  |  |     |  |  | 規制・住民参画・情報共有等の課題のとりまとめ |       |      |      |  |
| 86 | 水質    | <p>・規制対象を排水量10m<sup>3</sup>/日以上工場・事業所に拡大、条例による規制の継続、取り締まりにより、合併処理浄化槽の設置義務化等により琵琶湖への負荷を軽減に効果が図られている。合併処理浄化槽の設置率は10年間で32%から約50%に向上するとともに、特定事業場の届出数、排水量が、平成15年度5,801事業場、1,088,006m<sup>3</sup>/日から5,132事業場、1,067,023m<sup>3</sup>/日に減少した。</p> <p>また、普及啓発活動によって住民の参画、情報発信・提供を通じた情報共有に効果が図られた。</p> <p>・PRTR(化学物質排出移動量届出制度)の報告事業所数は、平成13年度から19年度で31%増加したが、指定化学物質の排出・移動量の合計は、24%減少しており、排出量は36%の減少、移動量は11%の減少となっている。</p> <p>出典:滋賀の環境平成16年(2004年)版環境白書資料編VIII 届出施設数等調査結果「排水規模別特定事業場数」、滋賀の環境2009(平成21年)p25「工場・事業場排水対策の推進」</p> |  |  |  |     |  |  |                        |       |      |      |  |
| 87 | 水質    | 農業系の調査・研究   | ★ ③  | 資源循環推進事業<br>(畜産と耕種部門を統合した物質循環の確立試験)        | 耕種農家ニーズに適合した堆肥の製造技術を開発(低窒素化、低コスト化、低臭気化)  | -   | 例<br>・耕種農家ニーズに適合した堆肥の製造技術を開発し、家畜排せつ物の適正な処理により、環境に対する負荷の軽減が可能となった。<br>・循環かんがいには、地区外流出負荷を軽減する有効な手段であることが確認できた。<br>・化学肥料の低減等の環境保全型農業と一体的に行う排水管理により、農地系面源負荷の軽減効果と安定した収量・品質の確保が可能であることが実証できた。 | 環境保全型農業の推進のための情報発信、流域圏での連携が必要である。  | 滋賀県                    | 農林水産省 | 2001 | 2003 |  |
| 88 | 水質    |   | ⑤  | 環境負荷軽減水管理技術確立調査                            | 循環かんがい施設等の水質保全効果を検証するとともに、化学肥料の低減等の環境保全型農業と一体的に行う浅水代かき・止め水かんがい等の用排水管理による農地系面源負荷の軽減効果を検証。     | -   |  | ・環境保全型農業と一体的に行う面的な負荷軽減対策の取組を今後も推進。   | 農林水産省                  | -     | 2004 | 2006 |  |
| 89 | 水質    | 土地系の調査・研究   | ★ ①  | 面源負荷とその削減方策に関する政策課題研究                      | ①農地、森林、市街地の負荷量原単位把握調査<br>②農業濁水の琵琶湖水質への影響把握調査<br>③面源負荷量およびその対策に関する文献情報の収集、整理                  | -   | ・一定のデータの蓄積に効果が図られた。<br>(・農地、市街地、森林の負荷量調査、安曇川の負荷量調査及び北湖S局、沿岸のエリ等で農業濁水の影響調査を実施。)   | 面源負荷は、量的には降雨時負荷が大きいが、現実的には降雨時負荷の削減対策の実施は難しく、効果的な対策技術の調査研究が必要である。   | 滋賀県                    | -     | 2008 | 2010 |  |
| 90 | 水質    |   | ★ ③  | 自然浄化機能の評価技術の開発                             | FFクリーナーの開発   | -   | ・FFクリーナーを開発した。<br>(水質浄化能力はCOD:73%、TOC:65%、T-N:49%、T-P:90%、SS:97%、油分:83%)   | ・開発技術の効果的機能発揮のための維持管理が必要がある。<br>(充填土壌上面に堆積する黒色物質を1回/年程度の頻度で除去)   | 滋賀県                    | -     | 1998 | 2003 |  |
| 91 | 水質    | 調査・研究   | ①  | 内部負荷による湖内水質変動の解析および生態系保全に向けた水質管理に関する政策課題研究 | 琵琶湖の水質とプランクトンに関連した既存のモニタリング数値データを収集、入力し、可能な限り長期間の変遷統一的形式のデータセットとして整理した。また、水質の長期変遷について解析を行った。 | -   | 湖内に係わる一定の知見・データの蓄積が効果として図られた。  | ・モデル化にあたっての実測値の集積が必要。<br>・流入水質の改善と比較して、湖沼水質が改善していないことから、難分解性有機物、汚濁負荷収支、内部生産等を勘案した水質汚濁メカニズムの解明と更なる水質保全対策の検討が必要。 | 滋賀県                    | -     | 2007 | 2010 |  |
| 92 | 水質    |   | ②  | 湖沼水質保全計画策定支援調査                             | 琵琶湖を含む5件実施。  | -   | 例<br>・内湖機能評価調査結果は、赤野井湾等での事業に活用された。<br>・湖沼水質保全計画策定支援調査では、湖沼水質保全計画の基礎資料としての利用が図られた。  |  | 環境省                    | -     | 2005 | 2006 |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成   | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)                  | H20年度末累計施策量  | 達成度                | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体   | 補助主体  | 始期            | 予定終期 |      |      |
|-----|-------|---|--|---|--|--------------------|---|---|--|---|---------------|------|------|------|
| 93  | 水質    | 湖内に係わる調査・研究   | ①  | 内湖機能評価調査  |  |                    | 殿田川内湖(パイロット実験完了)  | -   | 湖沼水質保全対策等調査では、難分解性有機物等を考慮した水質汚濁メカニズム解明を実施した。<br>琵琶湖における生態系レジームシフトに関する先導的研究においてレジームシフトの可能性などが示された。  | 滋賀県   | 国土交通省         | 2001 | 2003 |      |
| 94  | 水質    |   | ★<br>②   | 湖沼水質保全対策等調査(琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査、流出水対策推進モデル計画策定調査、その他施策との拡充) |  |                    | 琵琶湖等の主要湖沼を対象に調査を行った。  | -   |  | 環境省   | -             | -    | -    |      |
| 95  | 水質    |   | ①  | 琵琶湖における生態系レジームシフトに関する先導的研究                                  |  |                    | 解析手法(モデル)のフレームの完成と野外觀測でのデータ集積<br>2007年の暖冬が成層構造に与える影響や湖底の溶存酸素の低下に関連すると想定される生物の異変についてのデータが得られた。<br>過去の再現シミュレーションでは、栄養塩負荷の効果が大きく現れたほか、水温上昇の効果も見られた。<br>観測データの解析からは、湖底近傍の水質の鉛直構造の変化がみられ、湖底境界層と考えられる層が拡大している可能性が示唆された。 | -   |  | 滋賀県   | -             | 2006 | 2008 |      |
| 96  | 水質    | 調査・研究の効果のとりまとめ  |  |   |  |                    |   | 調査・研究の課題のとりまとめ  |  |   |               |      |      |      |
| 97  | 水質    | ・農業濁水の影響についての知見を得るとともに、循環かんがい効果が確認されたこと及び削減量の原単位が算出されてこと、パイロット事業の結果が事業に反映される負荷軽減の技術の確立など、一定のデータの蓄積が図られ、水質保全に資する効果が図られた。また、生態系のレジームシフトの可能性が示唆されるとともに、難分解性有機物等を考慮した水質汚濁メカニズムの解明を推進した。 |  |   |  |                    |   | ・確立された環境保全型農業を推進する技術の普及のための情報発信、開発された水質浄化技術の効果的な機能発揮のための維持管理、生態系レジームシフトに関するモデル検証に必要な流動場のモデル化に関する更なる実測値の蓄積と水質汚濁メカニズムの解明を踏まえた水質保全対策の検討が課題である。 |  |   |               |      |      |      |
| 98  | 水質    | 特定の流域における重点的・総合的な取り組み   | 汚濁の著しい水域での総合的な取り組み   | ★ ◎   | 琵琶湖水質保全対策行動計画  |                    | 琵琶湖水質保全対策行動計画に基づき、特定水域である赤野井湾地域、中間水路地域、浮舟地域において、下水道、市街地排水浄化対策、水質保全対策、農業集落排水、流入河川対策、底質改善対策などの事業を実施。  | -   | 関係省庁や地元自治体が連携し集中的、総合的な取組により汚濁の著しい水域での流入汚濁負荷の削減に効果が図られた。<br><br>例<br>・計画目標である昭和40年頃の流入汚濁負荷量に概ね近づけることが出来た。<br>・集中的な下水道整備やモデル的な面源対策を、関係省庁や地元自治体が連携して取り組めた枠組みであった。<br>・豊穰の郷・碧い琵琶湖創造作戦では、2市2町の住民、企業等、行政が一体となって赤野井湾流域の水質改善に取り組んだ事業であり、平成12年度には会員数は450となった。 | 流入汚濁負荷は削減されているが、赤野井湾の水質改善に至っておらず、水質汚濁メカニズムの解明が必要である。取組参加の住民の意識向上に向けた情宣が課題である。 | 滋賀県           | -    | 1997 | 2006 |
| 99  | 水質    |   |  | ★ ○   | 豊穰の郷・碧い琵琶湖創造作戦   |                    | 豊穰の郷赤野井湾流域協議会の育成と実践活動を支援するために協議会へ補助を実施。また改善対策の実践に役立てるための住民参加による水質調査等の支援を実施。   | -   |  |   | 豊穰の郷赤野井湾流域協議会 | -    |      |      |
| 100 | 水質    |   |  | ★ ●   | 環境調和型農業モデル地区育成事業   |                    | ・目標 20%<br>・平成14年度末時点で23.3%。  | -   |  |   | 滋賀県           | -    |      |      |
| 101 | 水質    |   |  | ★ ●   | 宇曾川水系水質改善2010アクションプログラム                                  |                    | 宇曾川水系において、環境への負荷軽減のため導入する農業機械に対して助成。また、濁水軽減に有効な営農方法について展示実証。  | -   |  |   | 滋賀県           | -    |      |      |
| 102 | 水質    |   |  | ①   | 赤野井湾流域水環境保全事業  |                    | 水質調査等1式   | -   |  |   | 滋賀県           | -    | 2006 | 2008 |
| 103 | 水質    | 特定の流域における重点的・総合的な取り組みの効果のとりまとめ  |  |   |  |                    |   | 特定の流域における重点的・総合的な取り組みの課題のとりまとめ  |  |   |               |      |      |      |
| 104 | 水質    | ・流入負荷削減策に反して水質改善が進まない汚濁の著しい特定水域において水質調査が実施されるなど基礎資料の蓄積が図られ総合的な取組に対して効果がみられる。  |  |   |  |                    |   | ・各々の特定地域の実情に応じた固有データのさらなる蓄積が課題。   |  |   |               |      |      |      |
| 105 | 水源    |   | ★ ○  | 保安林指定の促進と適正な管理  | 13,769ha<br>湖北:8,493ha H11~H16年度<br>湖南:5,276ha H11~H19年度 | 4,955ha            | =4995/13769<br>=36.3%   | 治山・砂防事業や森林被害対策を適切に実施することにより、森林の面的確保と適正管理に効果が図られ、水源のかん養を含め森林の有する多面的な機能の発揮に寄与している。  | 森林の健全な育成、保全には、成長過程に応じた適切な施業、保全事業が必要であり、今後も必要な施策を行っていく必要がある。  | 滋賀県   | 林野庁           | -    | -    |      |
| 106 | 水源    |   | ★ ○  | 砂防事業  | 整備土砂量<br>750千m <sup>3</sup>                              | 889千m <sup>3</sup> | =100%超  |   |  | 滋賀県   | 国土交通省         | -    | -    |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成    | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名                             | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)   | H20年度末累計施策量   | 達成度  | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体                      | 補助主体          | 始期   | 予定終期 |   |
|-----|-------|----------|--|--|---|--|---|--|---------------------------|---------------|------|------|---|
| 107 | 水源    | 森林       | ③ ○ 造林事業<br>森林整備事業 注:造林事業と林道事業を統合 [造林関係]   | 7,324ha 湖北:2,898ha<br>H11~H16年度 湖南:<br>4,426ha H11~H19年度   | 57,894ha  | =100%超   |   |  | 滋賀県/市町<br>/森林組合/<br>森林所有者 | 林野庁/滋賀<br>県   | -    | -    |   |
| 108 | 水源    |          | ★ ○ 急傾斜地崩壊対策事業   | 74箇所   | 64箇所  | =64/74=86.5%   |   |  | 滋賀県                       | 国土交通省         | -    | -    |   |
| 109 | 水源    |          | ★ ○ 里山活用地域活動推進事業   |  | 里山活用地域活動促進事業費補助<br>金(林務緑政課)が平成12年度補助<br>金等合理化計画によって廃止。  |  | -   |  | 滋賀県/林業<br>者他グループ          |               |      |      |   |
| 110 | 水源    |          | ★ ○ 公有化の検討   |  | 琵琶湖森林づくり基本計画の評価方<br>法の検討について 滋賀県林務緑政<br>課・森林保全課 平成18年2月におい<br>て検討                                   |  | -   |  | 滋賀県林務<br>緑政課・森林<br>保全課    | -             |      |      |   |
| 111 | 水源    |          | ★ ● 郷土の森林保全活動推進事業  | 3箇所  | 3箇所   |  | =100%   |  | 滋賀県/市町                    | -             |      |      |   |
| 112 | 水源    |          | ④  | 国有林の整備等(国有林)<br>[森林整備関係]<br>植付<br>下刈り<br>除伐<br><br>つる切<br>間伐<br><br>病虫獣害防除<br><br>主伐<br><br>林道整備 |   | 10.55ha(3箇所)<br>69.93ha(25箇所)<br>65.51ha(13箇所)<br><br>33.11ha(1箇所)<br>927.91ha(147箇所)<br><br>2080.71m <sup>3</sup><br><br>97.21ha(45箇所)<br><br>29,322m(10路線) | -   |  | 林野庁                       | -             | -    | -    | - |
| 113 | 水源    | ④        | 国有林の整備等(国有林)<br>[治山関係]<br>保安林整備(植付)<br>保安林整備(下刈り)<br>保安林整備(本数調整伐)<br><br>保安林整備(植栽)<br>保安林整備(被害木主伐)<br>保安林整備(被害跡地植付け) |  | 14.56ha(11箇所)<br>100.31ha(28箇所)<br>343.74ha(70箇所)<br><br>51.50ha(6箇所)<br>7.50ha(1箇所)<br>7.50ha(1箇所) | -  |   | 林野庁  | -                         | -             | -    | -    |   |
| 114 | 水源    | ④        | 国有林の整備等(国有林)<br>[治山関係]<br>共生保安林整備(本数調整伐)<br>共生保安林整備(歩道整備)  |  | 51.80ha(16箇所)<br>9,108m(4路線)  | -  |   | 林野庁  | -                         | -             | -    | -    |   |
| 115 | 水源    | ④        | 間伐等総合対策事業<br>注:造林事業、治山事業と一部重<br>複  |  | 21,702ha  | -  |   | 滋賀県/市町<br>/造林公社/<br>森林組合   | 林野庁/滋賀<br>県               |               | 2000 | 2007 |   |
| 116 | 水源    | 浸透域の面的確保 | ★ ○ かんがい排水事業   |  | 滋賀県等:11地区<br>(1682ha)   | -  | 農業基盤整備の推進による優良<br>農地の確保や棚田地域の保全・整<br>備により浸透域の面的確保が図ら<br>れた。 | 今後も、農業基盤の整備による優<br>良農地の確保や棚田地域の保全・<br>整備により浸透域の面的な確保を<br>図っていくことが必要。 | 滋賀県                       | 農林水産省         | -    | -    |   |
| 117 | 水源    |          | ★ ○ 基幹水利施設補修事業   |  | 「農業水利施設保全対策事業」等と<br>再編統合され平成19年度から「基幹<br>水利施設ストックマネジメント事業」と<br>して実施。                                |  | -   |  | 滋賀県                       | 農林水産省         | -    | -    |   |
| 118 | 水源    |          | ★ ○ ほ場整備事業   |  | (990ha)   |  | -   |  | 滋賀県/市町<br>/土地改良区          | 農林水産省/<br>滋賀県 |      |      |   |
| 119 | 水源    |          | ★ ○ 中山間地域総合整備事業  |  | 11地区<br>(224ha)   |  | -   |  | 滋賀県/市町<br>/土地改良区          | 農林水産省/<br>滋賀県 |      | -    | - |
| 120 | 水源    |          | ①  | 農業農村整備事業<br>里地棚田保全整備事業<br><br>棚田地域の保全対策<br>中山間地域施設管理体制整備<br>支援事業                                 |   | 12地区<br><br>5地域 計65回(参加者1,866人)<br>-   | -   |  | 滋賀県/市町<br>/土地改良区          | 農林水産省/<br>滋賀県 |      | -    | - |
| 121 | 水源    |          | ★ ○ ため池等整備事業<br>農村総合整備統合補助事業<br>ため池等整備事業:利活用   | 農業農村整備事業とし<br>て32,300ha  | 43地区  |  | -   |  | 滋賀県/市町<br>/土地改良区          | 農林水産省/<br>滋賀県 |      | -    | - |
| 122 | 水源    |          | ★ ○ 基幹水利施設管理事業   |  | 9地区   |  | -   |  | 市町                        | 農林水産省/<br>滋賀県 |      | 1996 | - |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分             | 対策の構成              | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)         | H20年度末累計施策量                                       | 達成度              | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体  | 補助主体               | 始期                        | 予定終期                        |                              |                          |   |  |
|-----|-------------------|--------------------|--|--|---|------------------|---|---|---|--------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------|---|--|
| 123 | 水源                | 貯留域の保全対策           | ★ ○ 総合農地防災事業   |  | 1地区   | -                |   |   | 農林水産省   | -                  | 1999                      | 2009                        |                              |                          |   |  |
| 124 |                   |                    | ★ ○ ふるさと・水と土ふれあい事業(H15～里地棚田保全整備事業に移行)  |  | 12地区  | -                |   |   | 滋賀県/市町/土地改良区  | 農林水産省/滋賀県          |                           |                             |                              |                          |   |  |
| 125 |                   |                    | ★ ● 農業用水再編対策事業   |  | 7地区   | -                |   |   |   | 滋賀県                | 農林水産省                     | -                           | -                            |                          |   |  |
| 126 |                   |                    | ★ ● 棚田地域の保全対策  |  | 5地区の棚田地域で、ボランティアを活用した「棚田保全活動」を実施。                 | -                |   |   |   | 滋賀県/市町/土地改良区       | 農林水産省/滋賀県                 |                             |                              |                          |   |  |
| 127 |                   |                    | ★ ○ 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)  |  | 24地区  | -                |   |   |   | 滋賀県/市町             | 農林水産省/滋賀県                 |                             | 2000                         | 2009                     |   |  |
| 128 | 水源                | 森林・農地・市街地における緑地の確保 | ★ ○ ゴルフ場の開発抑制  |  | 新規開発ゴルフ場は無かった。                                    |                  |   | ゴルフ場開発抑制により森林緑地の保全とともに、協定締結や基本計画策定を通じて森林・農地・市街地における緑地の確保に効果が図られた。 | ・第2次緑化基本計画(滋賀県)H20.3に基づいた緑化の推進が課題。  | -                  | -                         |                             |                              |                          |   |  |
| 129 |                   |                    | ★ ○ 既存開発地の活用   |  |   |                  |   |   |   |                    | -                         | -                           |                              |                          |   |  |
| 130 |                   |                    | ★ ○ 近隣景観形成協定、緑地協定、建築協定の締結  |  | ・近隣景観形成協定 協定認定地区数86地区<br>・緑地協定 9市町48地区で協定が結ばれている。 | -                |   |   |   |                    | ・近隣景観形成協定 滋賀県<br>・緑地協定 市町 | ・近隣景観形成協定 滋賀県<br>・緑地協定 補助なし | ・近隣景観形成協定 1985<br>・緑地協定 1980 | ・近隣景観形成協定 継続<br>・緑地協定 継続 |   |  |
| 131 |                   |                    | ★ ● 緑の基本計画による緑地の確保   |  | 第2次緑化基本計画(滋賀県)H20.3の策定。                           | -                |   |   |   |                    | 滋賀県                       | -                           | -                            | -                        | - |  |
| 132 | 水源                | 国土の保全のための整備        | ★ ○ 治山事業   | 3,356ha 湖北:1,563ha H11～H16年度 湖南:1,793ha H11～H19年度  | 3,258ha   | =3258/3356=97.1% | 治山事業による保安林の整備、砂防事業による土石危険渓流の整備率が計画をほぼ達成し、土砂流出の抑制に効果が図られた。   | 目標はほぼ達成しているが、砂防事業について、危険箇所の整備率は低い状況にある。優先度を十分見極め計画的な整備を行う必要がある。   | 滋賀県   | 林野庁                | -                         | -                           |                              |                          |   |  |
| 133 |                   |                    | ★ ○ 砂防事業   | 整備土砂量 750千m <sup>3</sup>                           | 889千m <sup>3</sup>                                | =100%超           |   |   | 滋賀県   | 国土交通省              | -                         | -                           |                              |                          |   |  |
| 134 |                   |                    | ④  | 国所有林の整備等(国所有林)<br>[治山関係]<br>山地治山(溪間工)<br>山地治山(山腹工) | 20.62ha(7箇所)<br>63.23ha(36箇所)                     | -                |   |   | 林野庁   | -                  | -                         | -                           |                              |                          |   |  |
| 135 |                   |                    | ★ ○ 造林事業<br>◎ 森林整備事業 注:造林事業と林道事業を統合 [造林関係]   | 7,324ha 湖北:2,898ha H11～H16年度 湖南:4,426ha H11～H19年度  | 57,894ha  | =100%超           | 造林事業、森林病虫害等防除対策事業により、水源かん養機能の維持増進等の森林の適正な整備および保全、健全な森林の維持造成が推進された。  |   | 今後も造林事業、森林病虫害等防除対策事業を通じて森林の整備を継続的に進めていく必要がある。   | 滋賀県/市町/森林組合/森林所有者他 | 林野庁/滋賀県                   | -                           | -                            |                          |   |  |
| 136 |                   |                    | ★ ○ 森林病虫害等防除対策事業   |  | 病虫害害防除 2,080.71m <sup>3</sup>                     | -                |   |   | 林野庁   | -                  | -                         | -                           |                              |                          |   |  |
| 137 |                   |                    | ★ ○ 造林事業<br>◎ 森林整備事業 注:造林事業と林道事業を統合 [造林関係]   | 7,324ha 湖北:2,898ha H11～H16年度 湖南:4,426ha H11～H19年度  | 57,894ha  | =100%超           | 総じて林業の活性化、森づくりの活動を通じた森林管理への支援の効果が図られた。  |   | 森林管理の支援については、様々な施策・事業を効果的・効率的に展開していく必要がある。  | 滋賀県/市町/森林組合/森林所有者  | 林野庁/滋賀県                   | -                           | -                            |                          |   |  |
| 138 |                   |                    | ★ ○ 林業担い手育成確保対策事業  |  | 森林・林業・木材産業づくり交付金事業に基づき推進。                         | -                | 例<br>・林業の担い手確保については、職場環境や就労条件の改善、技術向上、労働安全衛生の推進などの林業労働力対策を総合的に実施することで、技術者の育成、確保ができた。<br>・森林組合については、H11の17組合から10組合に合併が進展したが、目標の7組合には達しなかった。<br>・流域活性化センターはH19廃止。<br>・より小さな流域単位での流域森林づくり委員会等多目的な森林づくりの方針を検討している。<br>・琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、施策を実施し、おおむね期待した効果が上がっている。 |   | ・林業は、育成から生産への転換期にあることから、生産性向上に向けた機械化等に対応できる技術者の育成確保や就労条件の改善が不可欠である。<br>・各組合の経営状況は大変厳しく、木材生産を中心とした事業構造への転換を促進し、経営基盤を強化する必要がある。<br>・各流域における木材流通について、検討する必要がある。<br>・森林づくり事業については、より効率的な手法によって事業が実施できるよう、事業内容や実施方法を精査していく必要がある。 | 滋賀県/市町/森林組合/森林所有者  | -                         |                             |                              |                          |   |  |
| 139 |                   |                    | ★ ○ 森林整備担い手対策基金を活用した事業   |  | 森林・林業・木材産業づくり交付金事業に基づき推進。                         | -                |   |   | 森林組合  |                    |                           |                             |                              |                          |   |  |
| 140 |                   |                    | ★ ○ 森林組合広域合併等促進対策事業  |  | H19.6.30現在 森林組合数:10                               | -                |   |   | 森林組合  |                    |                           |                             |                              |                          |   |  |
| 141 |                   |                    | ★ ○ 林道事業<br>◎ 森林整備事業 注:造林事業と林道事業を統合 [林道関係]   | 171km 湖北:85km 湖南:86km                              | 57.0km  | =57/171=33.3%    |   |   | 滋賀県/市町/森林組合/森林所有者他  | 林野庁/滋賀県            | -                         | -                           |                              |                          |   |  |
| 142 | ★ ● 琵琶湖水源地協定林整備事業 |                    | 「琵琶湖森林づくり条例」に基づき、「琵琶湖森林づくりパートナー協定」が県内3例目として締結(H20.10.9)。協定対象面積:約76.6ha                   | -  |   |                  |   |   |   |                    |                           |                             |                              |                          |   |  |
| 143 | ★ ● 流域林業活性化推進事業   |                    | 琵琶湖森林づくり県民税の創設 平成18年4月より施行   | -  |   |                  |   | 滋賀県   | -   | -                  | -                         |                             |                              |                          |   |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成   | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量  | 達成度   | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体   | 補助主体   | 始期  | 予定終期         |   |  |   |
|-----|-------|---|--|--|--|---|--|--|--|--|---|--------------|---|--|---|
| 144 | 水源    |   | ① 琵琶湖森林づくり事業   |  | 針広混交林への転換に向けた森林整備423ha、林齢の高い森林への誘導4,018ha、里山環境整備393ha<br>森づくり活動公募48団体、森林環境学習「やまのこ」202校実施<br>森林の大切さの普及啓発等 | -   |  |  | 滋賀県/市町/森林組合/森林所有者他                               | 滋賀県  | 2006  | -            |   |  |   |
| 145 | 水源    | 浸透貯留域の保全対策の効果のとりまとめ   |  |  |  |   |  | 浸透貯留域の保全対策の課題のとりまとめ  |  |  |   |              |   |  |   |
| 146 | 水源    | <p>保安林、水源かん養保安林林の指定については、平成10年度73,262haから平成19年度76,921haに3,659ha増加している。このうち水源かん養林、砂防、急傾斜対策に有効な土砂流出防備林の面積増加が顕著で、水源かん養林は、平成10年度22,768haから平成19年度25,324haに2,556ha、11%程度増加し、面的確保につとめた。</p> <p>・森林の有する多面的な機能の発揮への寄与、農地の確保と保全による浸透域の面的確保、各種協定締結による緑地の確保、活気ある林業の推進などにより、浸透貯留域の保全に資することが効果として表れた。</p> <p>保安林等面積の出典：滋賀県における土地利用の現況と対策(平成21年1月)県民文化生部県民生活課 p136 表4 保安林の面積推移<br/>原典資料：滋賀県琵琶湖環境部森林政策課「滋賀県森林・林業統計要覧」および滋賀森林管理署調べ</p> |  |  |  |   |  |  |  |  |   |              |   |  |   |
| 147 | 水源    | 人為的貯留機能の向上対策  | 既存ダム・ため池等の調整機能の活用  | 農地   | 農地における人為的貯留機能向上のための対策  | ★ ○ かんがい排水事業  | 滋賀県等:11地区(1682ha)  | -  | 農業水利施設の改修やため池の保全・整備により、農地における貯留機能の向上が図られた。       | 今後も、農業水利施設、ため池等の保全・整備により農地における人為的貯留機能の向上を図っていくことが必要。 | 滋賀県   | 農林水産省        | -   | -  |   |
| 148 | 水源    |   |  |  |  | ★ ○ 基幹水利施設補修事業                                      | 「農業水利施設保全対策事業」等と再編統合され平成19年度から「基幹水利施設ストックマネジメント事業」として実施。 | -  |  |  | 滋賀県   | 農林水産省        | -   | -  |   |
| 149 | 水源    |   |  |  |  | ★ ○ 基幹水利施設管理事業                                      | 9地区  | -  |  |  | 市町  | 農林水産省/滋賀県    | 1996  | -  |   |
| 150 | 水源    |   |  |  |  | ★ ○ ため池等整備事業<br>● 農村総合整備統合補助事業<br>● ため池等整備事業・利活分 除く | 農業農村整備事業として32,300ha                                      | 43地区   |  |  | -   | 滋賀県/市町/土地改良区 | 農林水産省/滋賀県   | -  | - |
| 151 | 水源    |   |  |  |  | ★ ○ 中山間地域総合整備事業                                     | 11地区(224ha)  | -  |  |  | 滋賀県/市町/土地改良区  | 農林水産省/滋賀県    | -   | -  |   |
| 152 | 水源    |   |  |  |  | ★ ○ 総合農地防災事業  | 1地区  | -  |  |  | 農林水産省   | -            | 1999  | 2009   |   |
| 153 | 水源    |   |  |  |  | ★ ● 農業用水再編対策事業                                      | 4地区(1113ha)  | -  |  |  | 農林水産省<br>滋賀県  | 農林水産省        | -   | -  |   |
| 154 | 水源    |   |  |  |  | 市街地   | 市街地における人為的貯留機能向上のための対策                                   | ★ ○ 雨水浸透工法の普及促進<br>● 雨水貯留浸透整備事業                                |  |  | 例えば大津市河川課:雨水貯留浸透施設設置助成制度<br>公共施設での雨水貯留浸透施設の設置(平成19年度～平成20年度)12箇所(大津市) | -            | 雨水流出量減少により汚濁負荷流出量の削減と地中の水源かん養に効果が図られた。                    | 目詰まり等により、浸透効果が減少することから施設の機能維持のための管理体制の確立が必要となる。    | - |
| 155 | 水源    |   |  | ★ ○ 街路透水性舗装、植樹帯整備事業                        | 14ha   | 8.19ha  | =8.19/14=58.5%   | 例<br>・街路透水性舗装、植樹帯整備事業では、地下浸透量(率)を、定量的には把握していないが、歩道路面の浮き水は減少した。 | 滋賀県/市町   | 国土交通省  | 2000  | -            |   |  |   |
| 156 | 水源    | 人為的貯留機能の向上対策の効果のとりまとめ   |  |  |  |   |  | 人為的貯留機能の向上対策の課題のとりまとめ  |  |  |   |              |   |  |   |
| 157 | 水源    | <p>・かんがい排水は11地区、1682haで、ため池整備事業は43地区整備されるなど展開され農地における人為的貯留機能向上に貢献している。</p> <p>・市街地における人為的貯留は全体に占める割合は小さいものの、計画施策量に対して堅調な達成度を示しており歩道路面での浮き水減少など着実に貯留効果を向上させている。</p>  |  |  |  |   |  |  |  |  |   |              |   |  |   |
| 158 | 水源    | リサイクル型水   | リサイクル型水利施設の整備としくみづくり   | 農地   | 農地におけるリサイクル型水利利用の推進対策  | ★ ○ かんがい排水事業  | 滋賀県等:11地区(1682ha)  | -  | 循環かんがいや反復利用施設の整備、地域用水機能の増進によりリサイクル型水利利用の推進が図られた。 | 今後も、循環かんがい施設の整備や地域用水機能の増進の継続的な実施。                    | 滋賀県   | 農林水産省        | -   | -  |   |
| 159 | 水源    |   |  |  |  | ★ ◎ 単独みずすまし事業(水田反復利用施設)                             | 71地区   | -  |  |  | 滋賀県/市町/土地改良区  | 農林水産省/滋賀県    | -   | -  |   |
| 160 | 水源    |   |  |  |  | ★ ● 農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)                           | 新湖北、天の川沿岸、犬上川沿岸、小中之湖、岡山及び野洲川沿岸地区(1113ha)                 | -  |  |  | 滋賀県   | 農林水産省        | -   | -  |   |
| 161 | 水源    |   |  |  |  | ★ ● 農業集落排水事業(土壌トレンチ、処理水の再利用)                        | ・流域内:21集落<br>・流域外:3集落<br>(より効果的な高度処理方式で実施したものも含む)        | -  |  |  | 市町  | 農林水産省/滋賀県    |   |  |   |
| 162 | 水源    |   |  |  |  | ★ ◎ 住宅・建築物における節水型施設整備                               | 滋賀らしい環境こだわり住宅の推進「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針(平成19年3月策定)           | -  |  |  | 滋賀県   |              | 関係省庁、自治体等が連携したメディアやキャンペーンを通じた広報活動等の実施により、節水意識の向上に効果が図られた。 | アンケート等の分析結果をもとに、より効率的な手法について検討を行うとともに、啓発活動を継続していく。 |   |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 |  | 対策の構成              | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量   | 達成度  | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体                            | 補助主体                         | 始期   | 予定終期 |   |   |
|-----|-------|--|--------------------|--|--|---|--|--|---|---------------------------------|------------------------------|------|------|---|---|
| 163 | 水源    | 水利用の推進対策   | 市街地<br>節水型水利用の推進対策 | ★ ● 節水キャンペーン等広報活動の推進   |  | 啓発ポスター、チラシ、パンフレットの関係機関への配布やテレビ、ラジオでの節水CM、キャンペーン、断水生活体験(社会実験)等を実施。(近畿地方整備局)<br>毎年6月1日～7日の「水道週間」において、ポスターや壁新聞等を用いて広報活動を実施。<br>平成20年で第50回目 | -  |  | 例<br>・アンケート結果分析によると、テレビ・ラジオ・インターネットのメディアを使った手法は、イベントやチラシに比べて評価が低かった。また、マスメディアを利用する方法は、大勢の人々に語りかけることが出来る反面、十分な理解を得ることが難しいと言える。 | 滋賀県                             |                              |      |      |   |   |
| 164 | 水源    | リサイクル型水利用の推進対策の効果のとりまとめ  |                    |  |  |   |  |  | リサイクル型水利用の推進対策の課題のとりまとめ   |                                 |                              |      |      |   |   |
| 165 | 水源    | ・農地における健全な水循環の促進、農業用排水施設の機能低下軽減や排水の汚濁負荷軽減によって農地におけるリサイクル型水利用施設の整備推進に効果が図られた。<br>・1人1日あたりの実績給水量は、H7年度408リットル、H12年度404リットルであったがH19年度には376リットルまで減少し節水型水利用が推進された。<br>資料出典：滋賀県の水道事業の概要【H19】 滋賀県健康福祉部生活衛生課 |                    |  |  |   |  |  | ・今後も、循環かんがい施設の整備や地域用水機能の増進の継続的な実施。  |                                 |                              |      |      |   |   |
| 166 | 水源    | 住民参画   |                    | ★ ○ もりの学園整備事業(自然とのふれあいの場の提供)   |  | 森林環境学習「やまのこ」事業が展開されている。   | -  | 森林環境学習や森林での歩道整備に効果が図られた。   | ・森林環境学習内容の充実、間伐の推進するための方策が必要なる。   | 滋賀県                             | -                            | -    | -    |   |   |
| 167 | 水源    |  |                    | ★ ◎ 流域の協力による森林整備   |  |   | -  | 例<br>・県内の全ての小学4年生が森林環境学習ができるようになった。森林所有者が歩道の整備等を行うことにより、32,951haの間伐実施面積を実施出来た。 |   | 滋賀県                             | 国土交通省                        | 2000 | 2019 |   |   |
| 168 | 水源    |  |                    | ★ ◎ 井戸・湧水復活再生事業(湧水地域保全事業)  |  | H11年に守山市の事業「ゲンジボタルの里 湧水復活事業」が環境省と滋賀県の補助を受けて着工。案内川河川公園内にあった枯渇した湧水池を掘削し、毎分1トンの地下水を揚水する事業がH12.3に完成。  | -  |  |   | 滋賀県/市町                          | 環境省                          |      |      |   |   |
| 169 | 水源    |  |                    | ① 森林整備地域活動支援交付金<br>森林整備地域活動支援推進事業  |  | 交付金の交付対象面積32,951ha(実績)  | -  |  |   | 滋賀県/市町                          | 林野庁                          | 2002 | 2007 |   |   |
| 170 | 水源    |  | 住民参画・情報共有          |  | ★ ○ 雨水浸透工法の普及促進                            |   | 例えば大津市河川課:雨水貯留浸透施設設置助成制度                       | -  |   | 事業発生土リサイクル製品の認定による情報共有の効果が図られた。 | 製品の認定数を増やし、使用促進につなげていく必要がある。 | -    | -    | - | - |
| 171 | 水源    | 情報共有   |                    | ★ ● 節水キャンペーン等広報活動の推進   |  | 啓発ポスター、チラシ、パンフレットの関係機関への配布やテレビ、ラジオでの節水CM、キャンペーン、断水生活体験(社会実験)等を実施。(近畿地方整備局)<br>毎年6月1日～7日の「水道週間」において、ポスターや壁新聞等を用いて広報活動を実施。<br>平成20年で第50回目 | -  | 関係省庁、自治体等が連携したメディアやキャンペーンを通じた広報活動等の実施により、節水意識の向上に効果が図られた。                      | 広報活動については、より効率的な手法について検討を行うとともに、啓発活動を継続していく。  |                                 |                              |      |      |   |   |
| 172 | 水源    |  |                    | ★ ● 事業発生土の再利用事業  |  | H19年度の建設発生土リサイクル率78%  | -  |  |   |                                 | 滋賀県                          |      |      |   |   |
| 173 | 水源    |  | 住民参画・情報共有の効果のとりまとめ |  |  |   |  |  |   | 住民参画・情報共有の課題のとりまとめ              |                              |      |      |   |   |
| 174 | 水源    | ・住民参画などにより森林整備や井戸・湧水復活再生や枯渇した池の復活事業が進められるとともに広報・情報共有により雨水浸透工法や節水意識が高まるなど水源かん養に効果が図られた。   |                    |  |  |   |  |  | ・更なる住民参画、情報共有及び調査・研究を推進するため、住民参画については森林環境学習内容の充実、間伐の推進するための方策が、情報共有については総じて施策の実施状況を再確認することが課題である。                             |                                 |                              |      |      |   |   |
| 175 | 水源    | 調査研究   |                    | ★ ◎ 土石等採取跡地の効果的な森林回復技術、制度の検討   |  |   |  | ため池データベースの拡充整備により、ため池の持つ多面的機能の情報発信になっている。                                      | ・ため池の保全活動の手引きをH20にホームページ上に公開した。今後は、手引きを利用しながらの保全活動の広がりが課題。<br>・実施が確認できなかった施策について、今後の検討必要性の有無について確認する必要がある。                    |                                 |                              |      |      |   |   |
| 176 | 水源    |  |                    | ★ ● 森林の水環境保全機能に関する総合研究   |  |   |  |  |   |                                 |                              |      |      |   |   |
| 177 | 水源    |  |                    | ★ ● 森林地域の水文環境における降雨・積雪の役割の評価   |  |   |  |  |   |                                 |                              |      |      |   |   |
| 178 | 水源    |  | 調査研究               |  | ★ ● ため池データベースの拡充整備                         |   | 平成15年度から16年度にかけ、県内50程度のため池について調査しデータをホームページに公開 | -  |   |                                 |                              | 滋賀県  | -    | - | - |
| 179 | 水源    |  |                    |  | ★ ● 農業用水の利用実態の把握                           |   |  |  |   |                                 |                              |      |      |   |   |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成                               | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量  | 達成度                                 | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体  | 補助主体   | 始期    | 予定終期 |      |
|-----|-------|-------------------------------------|--|--|--|-------------------------------------|---|--|---|--|-------|------|------|
| 180 | 水源    |                                     | ★ ● 地下水関係総合調査  |  |  |                                     |   |  |   |  |       |      |      |
| 181 | 水源    | 住民参画・情報共有の効果のとりまとめ                  |  |  |  |                                     |   | 住民参画・情報共有の課題のとりまとめ   |   |  |       |      |      |
| 182 | 水源    | ため池データベースの拡充整備など水源かん養の施策展開に効果が図られた。 |  |  |  |                                     |   | 調査研究については一部を除きH10年度計画で位置付けられた施策の実施状況を再確認するとともに、構築されたデータベースの利用による保全活動の拡大が課題である。                                   |   |  |       |      |      |
| 183 | 自然    | 自然湖岸の保全                             | ★ ○ ヨシ群落保全条例による保全管理<br>ヨシ群落造成事業<br>ヨシ群落維持管理事業  | 指定植生面積240ha                                | H11~H20<br>ヨシ群落造成事業 4.15ha<br>ヨシ群落維持管理事業 のべ<br>196.7ha | =196.7/240<br>=82.0%                | ヨシ群落の再生、良好な自然環境の再生、安定した砂浜の形成により自然湖岸の保全の取り組みが図られたとともに利用促進に効果を図ることが出来た。 | モニタリングによる検証、育樹活動への県民参加の工夫や維持管理費用の確保が必要なる。また、効果的・効率的な維持管理方策の立案が課題である。   | 滋賀県   | -  | -     | -    |      |
| 184 | 自然    |                                     | ★ ○ 自然公園等事業  |  | 32箇所   |                                     | -   |  |   | 滋賀県  | -     | -    | -    |
| 185 | 自然    |                                     | ★ ○ 湖岸保全整備事業(ヨシ原・湖畔林保全)  | 38箇所 守山市他                                  | 3箇所(片山、菅浦、大溝)  |                                     | =3/38=7.9%  | 例<br>・32の公園施設を整備し、その維持管理を行うことによって、利用促進を図ることが出来た。   |   | 滋賀県  | -     | -    | -    |
| 186 | 自然    |                                     | ★ ○ 湖岸保全整備事業(砂浜保全)   | 36箇所 彦根市他                                  | 22箇所(さいから浜他)<br>3箇所継続(今津浜、北小松、新海浜)                     |                                     | =(22+3)/36=6<br>9.4%  | ・浜欠けの防止によるヨシ群落の再生した。3カ所のヨシ原、湖畔林保全により良好な自然環境が再生、22カ所の安定した砂浜が形成された。県民等による植樹活動が定着し、「びわこの地球の森」の植樹数が平成21年4月に10万本に達した。 |   | 滋賀県  | 国土交通省 | 2000 | 2019 |
| 187 | 自然    |                                     | ★ ○ 自然共生型地域づくり事業<br>「びわこ地球市民の森」整備  |  | 「びわこ地球市民の森」整備として里の森ゾーン施設整備:22.7ha                      |                                     | -   |  |   | 滋賀県  | 国土交通省 | 2000 | 2019 |
| 188 | 自然    |                                     | ★ ○ 自然公園法による管理   | 44箇所(104.4ha)                              | 32箇所   |                                     | =8/44=18.2%   |  |   | 滋賀県  | 環境省   | 1999 | -    |
| 189 | 自然    |                                     | ★ ○ ヨシ群落保全事業<br>ヨシ群落保全条例による保全管理  |  | H11~H20<br>ヨシ群落造成事業 4.15ha<br>ヨシ群落維持管理事業 のべ<br>196.7ha |                                     |   |  |   | 滋賀県  | -     | -    | -    |
| 190 | 自然    |                                     | ⑤ 自然再生事業<br>(自然環境整備交付金対象事業)  |  | 各種調査<br>生物調査等琵琶湖接続工事<br>漂砂防止堤16箇所<br>消波堤3箇所            |                                     | -   |  |   | 滋賀県  | 環境省   | 2005 | 2010 |
| 191 | 自然    |                                     | ③ 自然再生事業   |  | 2箇所完了(新海浜、守山なぎさ地区)突堤、養浜、モニタリング調査                       |                                     | -   |  |   | 滋賀県  | 国土交通省 | 2001 | -    |
| 192 | 自然    |                                     | 湖辺域におけるビオトープ   | ★ ○ 内湖機能等の再生<br>内湖再生検討事業                   |  | 生物環境水質調査等 1式<br>実施設計に向けた測量等 1式      |   | -  | 良好な生態系の再生によって内湖再生の効果が図られた。<br><br>例<br>・早崎干拓地の一部を湛水状態にしモニタリングを実施したところ、湛水開始から5カ年で398種の植物、105種の鳥類、23種の魚類が確認されるなど、良好な生態系の再生が確認された。 | 費用対効果を踏まえた事業展開、順応的管理に向けたデータ収集のための継続的なモニタリングが必要となる。 | 滋賀県   | 環境省  | 2005 |
| 193 | 自然    | ★ ● 琵琶湖の矢板・コンクリート護岸等の自然護岸化          |  | 河川再生事業(湖岸再生事業)                             | 5箇所  | 1箇所完了<br>2箇所継続                      | =(1+2)/5<br>=60%  | 良好な自然環境が再生に効果が図られた。  | 計画施策量達成に向けた事業実施方策が課題である。。   | 滋賀県  | 国土交通省 | -    | -    |
| 194 | 自然    | ★ ○ 湖岸保全整備事業(湖岸再生)                  |  | 14箇所 びわ町他                                  | 2箇所(鶴川、川道)   |                                     | =2/14<br>=14.3%   |  |   | 滋賀県  | -     | -    | -    |
| 195 | 自然    | ★ ● 新たな湖岸緑地の確保                      |  | 湖岸緑地整備事業(湖岸緑地再生整備事業)                       | 93ha 琵琶湖周辺(野洲郡中主町他)                                    | 中主吉川地区施設整備 8.9ha<br>能登川地区施設整備 4.3ha | =(8.9+4.3)/93<br>=14.2%   | 2地区、13.2haについて順調に湖岸緑地の確保のための整備が進んでいる。  | 他の計画地について進展がなく、整備事業の展開による施策効果の継続的発揮が必要となる。  | 滋賀県  | 国土交通省 | -    | 2020 |
| 196 | 自然    | ★ ○ 沿岸漁場整備開発事業                      |  |  | 水産基盤整備事業と統合  |                                     | -   | 多様な水産資源の回復、漁場環境の改善、ヨシ帯造成、産卵養殖場環境の改善により在来生物生息空間の確保に効果が図られた。   | 事業の継続的な実施のため、事業実施方策が課題である。より効果的、効率的な種苗生産放流技術の開発などが必要である。  | 滋賀県  |       |      |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成                            | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)   | H20年度末累計施策量  | 達成度                  | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体                                   | 補助主体                                   | 始期                                     | 予定終期                               |
|-----|-------|----------------------------------|--|--|--|----------------------|---|--|--|--|--|------------------------------------|
| 197 | 自然    | 在来生物の<br>生息空間の<br>確保             | ★<br>③ ○ 栽培漁業事業化総合推進対策事業<br>ニゴロブナ栽培漁業推進事業、<br>多様な水産資源維持対策事業(施策名変更)                       | ニゴロブナ 水田育成20mm種苗<br>11,370千尾,池育成20mm種苗1,144<br>千尾,120mm種苗852千尾<br>ビワマス 60mm種苗349千尾<br>ウナギ 20g種苗250kg<br>ゲンゴロブナ 20mm種苗116千尾 | ニゴロブナ 水田育成20mm種苗<br>11,370千尾,池育成20mm種苗1,144<br>千尾,120mm種苗852千尾<br>ビワマス 60mm種苗349千尾<br>ウナギ 20g種苗250kg<br>ゲンゴロブナ 20mm種苗116千尾 | -                    | 例<br>・多様な水産資源の回復のための<br>種苗の放流、漁場のゴミ回収に<br>よる漁場環境の改善、22.6haコン<br>シホ帯、砂地9.5haの造成、産卵養殖場<br>環境の改善のため、ゴミ・水草<br>427.9m <sup>3</sup> の回収が図られた。   | 内湖等の指定を推進する必要がある   | 滋賀県水産<br>振興協会/滋<br>賀県漁業協<br>同組合連合<br>会 | -                                      | 2000                                   | -                                  |
| 198 | 自然    |                                  | ★ ○ 漁場環境保全総合美化推進事業   | 不特定の者によって廃棄されたゴミ<br>が増加し、漁場の荒廃が進んでいる<br>ため、これらを回収・処分し、漁場環<br>境の改善を図った。   | -  | -                    | 滋賀県   |  | 水産庁                                    | 2000                                   | 2004                                   |                                    |
| 199 | 自然    |                                  | ③ 水産基盤整備事業   | コンシホ帯造成累計22.6ha<br>砂地造成累計 9.5ha  | -  | -                    | 滋賀県   |  | 水産庁                                    | -                                      | -                                      |                                    |
| 200 | 自然    |                                  | ★<br>③ ● 産卵繁殖場保全事業   | 〈実施箇所〉近江八幡市の増殖場お<br>よびコンシホ帯<br>〈実施内容〉ゴミ・水草等の除去清掃<br>総回収廃棄物量427.9m <sup>3</sup>   | -  | -                    | 滋賀県   |  | 水産庁                                    | 2005                                   | 2008                                   |                                    |
| 201 | 自然    |                                  | ② 環境・生態系保全対策(新規)   | 平成20年度までの累計施策量はな<br>い。   | -  | -                    | 地域協議会   |  | 水産庁<br>滋賀県<br>市                        | 2009                                   | 2013                                   |                                    |
| 202 | 自然    | ふるさと滋<br>賀の風景を<br>守り育てる<br>条例の拡大 | ★ ◎ ふるさと滋賀の風景を守り育てる<br>条例の拡充   | 内湖25箇所<br>河畔林13箇所  | 景観法の全面施行を受け、景観行政<br>全体の見直しを行う。(新たな地域指<br>定については、各景観行政団体が行<br>う。)   | =8/(25+13)<br>=21.1% | 景観法を活用し新たな地域指定に<br>取り組める景観行政団体の数は、<br>県を含めて8となり、新たな地域指<br>定の環境は整いつつある。  | 滋賀県  | -                                      | 2002                                   | 2004                                   |                                    |
| 203 | 自然    | 河川・河<br>畔林にお<br>けるビオ<br>トープ      | ★<br>① ○ 野洲川河畔林整備事業<br>(流入河川対策)(野洲川)<br>総合水系環境整備事業<br>(流入河川対策)(野洲川)2005<br>年から新規着手事業。    | (野洲川河畔林整備事<br>業)<br>施工延長:1,400m  | (野洲川河畔林整備事業)<br>施工延長:2,000m<br>(総合水系環境整備事業)<br>落差工の魚道整備  | -                    | 河川改修事業、総合水系環境整<br>備事業、自然公園等事業、砂防事<br>業、により河川環境,河畔林の保全<br>が図られた。   | 効果的効率的な事業展開方策が<br>課題。<br>・事業実施後のモニタリングによる<br>効果把握、地域との連携・協働。<br>・砂防事業では目標は達成してい<br>るが、危険箇所の整備率は低い状<br>況にある。優先度を十分見極め計<br>画的な整備を行う必要がある。<br>・総合流域防災事業では、今後と<br>も地域での取り組みを積極的に<br>バックアップし、継続した取り組み<br>とする。 | 国土交通省                                  | -                                      | 1997                                   | 2025                               |
| 204 | 自然    |                                  | ★ ● 郷土の森林保全活動推進事業  | 3箇所  | 3箇所  | =100%                | 例<br>・2,000m(約4.0ha)の河畔林を創<br>出、落差工魚道の設置により魚類<br>の遡上・降下が容易となり、生息<br>環境を改善。<br>・56.3kmの良好な河川水際部が形<br>成され、生物の生息生育空間が形<br>成されている。<br>・土石流危険渓流について計画量<br>以上の整備が成された。<br>・砂防事業では、景観・生態系との<br>調和に配慮した渓床の連続性を保<br>つ透過型防砂えん堤等の整備が<br>進められた。<br>・総合流域防災事業では地域に根<br>ざした自主的な活動団体が設立さ<br>れ、積極的に活動がなされてい<br>る。 |  | 滋賀県                                    | -                                      | -                                      | -                                  |
| 205 | 自然    |                                  | ★ ○ 河川改修事業(多自然川づくり)  | 82.1km<br>50.9km(補助)<br>31.2km(単独)   | 56.3km   | =56.3/82.1<br>=68.6% | 滋賀県   |  | 国土交通省                                  | -                                      | -                                      |                                    |
| 206 | 自然    |                                  | ★ ○ 自然公園等事業  |  | 32箇所   | -                    | 滋賀県   |  | -                                      | -                                      | -                                      |                                    |
| 207 | 自然    |                                  | ★ ○ 砂防事業   | 整備土砂量<br>750千m <sup>3</sup>  | 889千m <sup>3</sup>   | 100%超                | 滋賀県   |  | 国土交通省                                  | -                                      | -                                      |                                    |
| 208 | 自然    |                                  | ① 総合流域防災事業(環境)   |  | 1箇所(木の岡地区)築堤、散策路の<br>整備、自然観察会開催、モニタリング調<br>査等  | -                    | 滋賀県   |  | 国土交通省                                  | 2005                                   | 2009                                   |                                    |
| 209 | 自然    | ふるさと滋<br>賀の風景を<br>守り育てる<br>条例の拡大 | ★ ◎ ふるさと滋賀の風景を守り育てる<br>条例の拡充   | 内湖25箇所<br>河畔林13箇所  | 景観法の全面施行を受け、景観行政<br>全体の見直しを行う。(新たな地域指<br>定については、各景観行政団体が行<br>う。)   | =8/(25+13)<br>=21.1% | 景観法を活用し新たな地域指定に<br>取り組める景観行政団体の数は、<br>県を含めて8となり、新たな地域指<br>定の環境は整いつつある。  | 内湖等の指定を推進していく必要<br>がある。  | 滋賀県                                    | -                                      | 2002                                   | 2004                               |
| 210 | 自然    | 農村地域に<br>おけるビオ<br>トープの保<br>全整備   | ★ ○ ため池等環境整備事業<br>農村総合整備統合補助事業<br>ため池等整備事業・利活分 除く  | 農業農村整備事業で89<br>箇所  | 43地区   | -                    | ため池周辺への防災効果や農村<br>景観の保全創出を通じてビオト<br>ープの保全に寄与した。   | ため池改修に伴う地元管理者の<br>意欲高揚や農村景観を構成する<br>花木類維持の継続が課題である。  | 滋賀県/市町<br>/土地改良区                       | 農林水産省/<br>滋賀県                          | -                                      | -                                  |
| 211 | 自然    |                                  | ★ ○ 単独みずすまし事業憩いの木づく<br>り   |  | 事業実施地区数累計:190  | -                    | 滋賀県   | -  | 2002                                   | 2004                                   |  |                                    |
| 212 | 自然    | 民有地等に<br>おける緑地<br>等の確保           | ★ ○ 近隣景観形成協定、緑地協定、<br>建築協定の締結  |  | ・近隣景観形成協定 協定認定地区<br>数86地区<br>・緑地協定 9市町48地区で協定が<br>結ばれている。  | -                    | ・近隣景観形成協定 地域が自主<br>的に景観に配慮したまちづくりに<br>取り組むようになった。<br>・緑地協定 街並みの緑化が進ん<br>でいる。  | ・近隣景観形成協定 新たに協定<br>を締結する地区を掘り起こすこと<br>が必要となる。<br>・緑地協定 緑地協定後の維持管<br>理について助成等の工夫が必要<br>である。   | ・近隣景観形<br>成協定 滋賀<br>県<br>・緑地協定<br>市町   | ・近隣景観形<br>成協定 滋賀<br>県<br>・緑地協定<br>補助なし | ・近隣景観<br>形成協定<br>1985<br>・緑地協定<br>1980 | ・近隣景観<br>形成協定<br>継続<br>・緑地協定<br>継続 |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成          | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)           | H20年度末累計施策量       | 達成度  | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体                           | 補助主体    | 始期   | 予定終期 |
|-----|-------|----------------|--|--|-------------------|--|--|--|--------------------------------|---------|------|------|
| 213 | 自然    | 丘陵地におけるビオトープ   | ★ ○ 土地利用の適正化   | 緑の基本計画による緑地の確保                                       |                   | -  | 第2次緑化基本計画(滋賀県)H20.3の策定。  | この計画に基づき引き続き緑化を推進していく必要がある。  | 滋賀県                            | -       | -    | -    |
| 214 | 自然    |                | ★ ● 身近な優れた自然環境の保全整備  | ● 淡海の自然環境を蘇らせる事業                                     | 35箇所 日野町他         | =9/35=25.7%  | 9箇所<br>竹生島植生保全・復元(長浜市)<br>自然記念物等の保全<br>生息・生育地保護区の指定                  | 竹生島植生保全・復元(長浜市)、自然記念物等の保全、生息・生育地保護区の指定によって淡海の優れた自然環境を良好な状態で継承するため保全に効果が図られた。<br><b>例</b><br>・9箇所について保全、指定。H11～18年度までで7箇所の保全事業を実施。H20年度に共生条例で指定した生息地保護区を地域の保護団体に対し、補助しその活動に弾みをつけてた。 | ・地域で自然環境を保全しようとする団体の育成が課題。     | 市町      | 滋賀県  | -    |
| 215 | 自然    | 山地森林におけるビオトープ  | ★ ◎ ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡大   | ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡充                                 | 内湖25箇所<br>河畔林13箇所 | =8/(25+13)=21.1%                                   | 景観法の全面施行を受け、景観行政全体の見直しを行う。(新たな地域指定については、各景観行政団体が行う。)                 | 内湖等の指定を推進していく必要がある。  | 滋賀県                            | -       | 2002 | 2004 |
| 216 | 自然    |                | ★ ◎ 造林事業<br>○ 森林整備事業 注:造林事業と林道事業を統合【造林関係】  | 7,324ha 湖北:2,898ha<br>H11～H16年度 湖南:4,426ha H11～H19年度 | 57,894ha          | =100%超   | 造林事業により、森林の適正な整備および山地森林におけるビオトープ等の維持造成が推進された。                        | 今後も造林事業をはじめ里山林等の保全整備を通じて森林の整備を継続的に行っていくことが必要。  | 滋賀県/市町<br>/森林組合/<br>森林所有者<br>他 | 林野庁/滋賀県 | -    | -    |
| 217 | 自然    | 山地森林におけるビオトープ  | ★ ○ 里山林等の保全整備  | 里山活用地域活動推進事業   |                   | -  | みんなで始めよう森づくり活動公募事業<br>H18年度実績 野洲市、東近江市、多賀町、米原市、高島市で合計102.50 ha       |  |                                |         |      |      |
| 218 | 自然    |                | ★ ● 郷土の森林保全活動推進事業  |  | 3箇所               | 3箇所  | =100%  |  |                                |         |      |      |
| 219 | 自然    | 山地森林におけるビオトープ  | ★ ◎ ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡大   | ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡充                                 | 内湖25箇所<br>河畔林13箇所 | =8/(25+13)=21.1%                                   | 景観法の全面施行を受け、景観行政全体の見直しを行う。(新たな地域指定については、各景観行政団体が行う。)                 | 内湖等の指定を推進していく必要がある。  | 滋賀県                            | -       | 2002 | 2004 |
| 220 | 自然    |                | 自然公園の再整備   | ★ ○ 自然公園等事業  |                   | 32箇所   |  |  | 効率・効果的な維持管理手法の検討が必要となる。        | 滋賀県     | -    | -    |
| 221 | 自然    | ★ ○ 自然公園法による管理 |  |  | 44箇所(104.4ha)     | 32箇所   | =32/44=72.7%   | <b>例</b><br>・32の公園施設を整備し、その維持管理を行うことにより、利用促進を図ることが出来た。   |                                | 滋賀県     | 環境省  | 1999 |
| 222 | 自然    | 自然湖岸の再整備       | ★ ① ○ 自然共生型地域づくり事業<br>「びわこ地球市民の森」整備  |  | 里の森ゾーン施設整備:22.7ha | -  | ヨシ群の再生、良好な自然環境の再生、安定した砂浜の形成により自然湖岸の保全の取り組みが図られたとともに利用促進に効果を図ることが出来た。 | モニタリングによる検証、育樹活動への県民参加の工夫や効率・効果的な維持管理手法の検討が必要となる。  | 滋賀県                            | 国土交通省   | 2000 | 2019 |
| 223 | 自然    |                | ★ ⑤ ○ ヨシ群落保全事業<br>ヨシ群落保全条例による保全管理  |  |                   | H11～H20<br>ヨシ群落造成事業 4.15ha<br>ヨシ群落維持管理事業 のべ196.7ha | =82.0%   | <b>例</b><br>・浜欠けの防止によるヨシ群落が再生した。3カ所のヨシ原、湖畔林保全により良好な自然環境が再生、22カ所の安定した砂浜が形成された。県民等による植樹活動が定着し、「びわこの地球の森」の植樹数が平成21年4月に10万本に達した。   |                                | 滋賀県     | -    | -    |
| 224 | 自然    | 自然湖岸の再整備       | ★ ③ ○ 湖岸保全整備事業(ヨシ原、湖畔林保全)<br>湖岸保全整備事業(ヨシ・湖畔林保全)  |  | 38箇所 守山市他         | =3/38=7.9%   | 3箇所(片山、菅浦、大溝)  |  | 滋賀県                            | -       | -    | -    |
| 225 | 自然    |                | ★ ○ 湖岸保全整備事業(砂浜保全)   |  | 36箇所 彦根市他         | 22箇所(さいかち浜他)3箇所継続(今津浜、北小松、新海浜)                     | =(22+3)/36=69.4%   |  | 滋賀県                            | -       | -    | -    |
| 226 | 自然    |                | ★ ○ 沿岸漁場整備の開発事業  |  |                   | -  | 定期的かつ持続的に湖底耕耘を行うこと等により水草繁茂の抑制等の漁場環境の改善が図られること、ワカとコイが環境の改善に効          | ・「湖沼のガイドライン」に即した漁場改善の取り組みを推進するとともにその効果の明確化を図る必要がある。  | 滋賀県                            | -       | -    | -    |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成                      | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)                                 | H20年度末累計施策量 | 達成度            | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体  | 補助主体           | 始期  | 予定終期 |      |
|-----|-------|----------------------------|--|--|-------------|----------------|--|--|---|----------------|-----|------|------|
| 227 | 自然    | 水底等の在来生物の生息環境の確保           | ②  | 湖沼の漁場改善技術普及推進事業(新規)  | -           | -              | 2009(平成21年度)から開始   | -  | 果があることが実証された。   | 滋賀県漁業協同組合連合会   | 水産庁 | 2009 | 2011 |
| 228 | 自然    |                            | ①  | 湖辺のにぎわい復活事業  | -           | -              | 平成20年度までの3年間、国の委託を受け「湖沼の漁場改善技術開発委託事業」を実施し、ワタカとコイが環境の改善に効果があることが実証された。      | -  |   | 滋賀県            | 水産庁 | 2005 | 2008 |
| 229 | 自然    | 水産有用種以外の在来種も視野に入れた水産資源保護培養 | ★○   | 栽培漁場事業化総合推進対策事業  | -           | -              | 現在の事業ではない。   | -  | ごみ・水草の回収・処分、かつての水田緩急復元により水産資源保護培養に効果か図られた。                                    | 滋賀県            | -   | -    | -    |
| 230 | 自然    |                            | ★○   | 漁場環境保全総合美化推進事業   | -           | -              | 不特定の者によって廃棄されたゴミが増加し、漁場の荒廃が進んでいるため、これらを回収・処分し、漁場環境の改善を図った。                 | -  | 例<br>・漁場のゴミ回収による漁場環境の改善、ゴミ・水草427.9m3の回収により産卵繁殖場などの漁場環境が改善された。                 | 滋賀県            | 水産庁 | 2000 | 2004 |
| 231 | 自然    |                            | ★③   | 産卵繁殖場保全事業  | -           | -              | 〈実施箇所〉近江八幡市の増殖場およびヨシ帯<br>〈実施内容〉ゴミ・水草等の除去清掃<br>総回収廃棄物量427.9m <sup>3</sup>   | -  | ・琵琶湖周辺の水田82haが、湖魚の産卵生育の場となり、かつての水田環境が復元された。<br>・カワウの飛来地対策は漁業被害防止に一定効果がみられる。   | 滋賀県            | 水産庁 | 2005 | 2008 |
| 232 | 自然    |                            | ③  | カワウ漁業被害防止対策事業(カワウ食害防止対策事業から変更)   | -           | -              | 営業地ではH16～19年度にかけて毎年1万5千羽程度のカワウを銃器で駆除するとともに、飛来地では防鳥糸設置等の被害防除対策を実施。          | -  |   | 滋賀県            | 水産庁 | 2000 | -    |
| 233 | 自然    |                            | ①  | 魚のゆりかご水田プロジェクト   | -           | -              | 82ha   | -  |   | 活動組織           | 滋賀県 | 2006 | 2006 |
| 234 | 自然    |                            | ★◎   | 在来種の保全と外来種の除去の拡充   | -           | -              | 有害外来魚ゼロ作戦事業に統合   | -  | 外来魚駆除によって在来種の保全と外来種の除去の拡大に効果が図られた。  | 滋賀県            | -   | -    | -    |
| 235 | 自然    |                            | ③  | 有害外来魚ゼロ作戦事業(施策名変更)   | -           | -              | H14～20年度にかけて毎年400～500tの外来魚を駆除するとともに、外来魚稚魚の捕獲等による繁殖抑制を実施。                   | -  | 例<br>・外来魚生息量は減少傾向にあり、ニゴロブナや一部水域におけるホンモロコの漁獲に復活の兆しがみえ始めている。                    | 滋賀県漁業協同組合連合会   | 水産庁 | 1985 | -    |
| 236 | 自然    | 在来種の保全と外来種の除去の拡充           | ⑤●   | 「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」   | -           | -              | 平成17年に法が施行され、平成22年2月までにオオクチバス等を含む97種類の特定外来生物が指定され、その取扱が規制されている。            | -  | ・特定外来生物の取扱規制により、外来種の移植等の防止が図られた。<br>・野田沼における外来魚は減少傾向となった。<br>・外来種に対する啓発が高まった。 | 環境省、農林水産省      | -   | 2005 | -    |
| 237 | 自然    |                            | ⑤●◎  | 内湖におけるオオクチバス等の防除検討等<br>琵琶湖オオクチバス等防除事業調査(H21-)<br>琵琶湖オオクチバス等防除モデル事業(H17-20) | -           | -              | 内湖のモデルとしての野田沼において、効果的な防除手法の検討等を実施。   | -  |   | 環境省(近畿地方環境事務所) | -   | 2005 | 2011 |
| 238 | 自然    |                            | ②●   | ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例   | -           | -              | ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例にて、2007年5月1日に条例に基づく「指定外来種」15種類を指定。(外来生物法の特定外来生物は除く。) | -  |   | 滋賀県            | -   | 2007 | -    |
| 239 | 自然    | 生物環境アドバイザー制度の拡充            | ★◎   | 生物環境アドバイザー制度の拡充  | 360箇所       | 387箇所          | 100%超  | 計画施策量360箇所を上回る387箇所への生物環境アドバイザーの派遣により「人と自然にやさしい建設工事」の実現に効果が図られた。 | 滋賀県   | -              | -   | -    |      |
| 240 | 自然    | 自然護岸機能の再生                  | ★●   | 河川再生事業(湖岸再生事業)   | 5箇所         | 1箇所完了<br>2箇所継続 | =(1+2)/5=60%   | ・地域に根ざした自主的な活動団体が設立され、積極的に活動がなされ自然護岸機能の再生に効果が図られた。               | 滋賀県   | 国土交通省          | -   | -    |      |
| 241 | 自然    |                            | ★●   | 湖岸保全整備事業(湖岸再生)   | 14箇所 びわ町他   | 2箇所(鵜川、川道)     | =2/14=14.3%  |  |   | 滋賀県            | -   | -    | -    |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成           | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量   | 達成度  | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体   | 補助主体                      | 始期 | 予定終期 |      |
|-----|-------|-----------------|--|--|---|--|---|---|--|---------------------------|----|------|------|
| 242 | 自然    | 河川・河畔林におけるビオトープ | 在来生物の生息空間確保に向けた既存湖岸緑地の再整備  | ★ ● 湖岸緑地整備事業(湖岸緑地再生整備事業)                   | 93ha 琵琶湖周辺(野洲郡中主町他)                                 | 中主吉川地区施設整備 8.9ha<br>能登川地区施設整備 4.3ha                  | = $(8.9+4.3)/93$<br>=14.2%  | 湖岸緑地整備事業(湖岸緑地再生整備事業)については2地区について順調に整備が進んでいる。                          | 滋賀県  | 国土交通省                     | -  | 2020 |      |
| 243 | 自然    | 河川・河畔林におけるビオトープ | 自然的景観と人文的景観の保全の拡充  | ★ ● 自然的景観と人文的景観の保全の拡充                      |   | 景観法の全面施行を受け、景観行政全体の見直しを行う。(新たな地域指定については、各景観行政団体が行う。) | -   | 水辺エコトーンマスタープランの推進。当プランに基づき、早崎内湖再生検討調査や堤脚水路の再自然化と併せた旧琵琶湖敷地のピオトープ化等を実施。 | 優先順位を検討した事業展開及び順応的管理に向けたデータ収集のための継続的なモニタリングが必要となる。               | 滋賀県                       | -  | 2004 | 2010 |
| 244 | 自然    |                 |  | ⑤ 水辺エコトーンマスタープランの推進                        |   |  |   |   |  |                           |    |      |      |
| 245 | 自然    | 河川・河畔林におけるビオトープ | 生物環境アドバイザー制度の拡充  | ★ ◎ 生物環境アドバイザー制度の拡充                        | 360箇所   | 387箇所  | 100%超   | 計画施策量360箇所を上回る387箇所への生物環境アドバイザーの派遣により「人と自然にやさしい建設工事」の実現に効果が図られた。      | 滋賀県  | -                         | -  | -    |      |
| 246 | 自然    |                 | 自然的景観と人文的景観の保全の拡充  | ★ ● 自然的景観と人文的景観の保全の拡充                      |   | 景観法の全面施行を受け、景観行政全体の見直しを行う。(新たな地域指定については、各景観行政団体が行う。) | -   | 水辺エコトーンマスタープランの推進。当プランに基づき、早崎内湖再生検討調査や堤脚水路の再自然化と併せた旧琵琶湖敷地のピオトープ化等を実施。 | 優先順位を検討した事業展開及び順応的管理に向けたデータ収集のための継続的なモニタリングが必要となる。               |                           |    |      |      |
| 247 | 自然    | 平地丘陵地におけるビオトープ  | 生物環境アドバイザー制度の拡充  | ★ ◎ 生物環境アドバイザー制度の拡充                        | 360箇所   | 387箇所  | 100%超   | 計画施策量360箇所を上回る387箇所への生物環境アドバイザーの派遣により「人と自然にやさしい建設工事」の実現に効果が図られた。      | 滋賀県  | -                         | -  | -    |      |
| 248 | 自然    |                 |  | ★ ○ みずすまし構想推進委員会                           |   | 地域への支援、推進協議会との連携。県下全域で12の協議会が活動。                     | -   | 地域への支援、推進協議会との連携、ふるさと・水と土保全対策等によって農地の環境保全機能活用の充実に効果が図られた。             | 地域で自然環境を保全しようとする団体の育成が課題。  | 滋賀県/市町/土地改良区              | -  |      |      |
| 249 | 自然    |                 | 農地の環境保全機能活用の充実   | ★ ○ 農業農村整備事業                               | 農業農村整備事業で89箇所                                       | 農業農村整備事業の各事業に示すとおり                                   | -   |   |  |                           |    |      |      |
| 250 | 自然    |                 |  | ★ ○ ふるさと・水と土保全基金                           |   | ふるさと・水と土保全対策事業 H11~H19年度 4地区の実施 多賀町、甲賀市、木之本町、大津市     | -   |   |  |                           |    |      |      |
| 251 | 自然    |                 |  | ① 生態系保全型水田整備推進事業                           |   | 3地区  | -   |   |  |                           |    |      |      |
| 252 | 自然    | 身近な優れた自然環境の保全整備 | ★ ● 淡海の自然環境を蘇らせる事業   | 35箇所 日野町他                                  | 9箇所<br>竹生島植生保全・復元(長浜市)<br>自然記念物等の保全<br>生息・生育地保護区の指定 | = $9/35=25.7\%$                                      | 竹生島植生保全・復元(長浜市)、自然記念物等の保全、生息・生育地保護区の指定によって淡海の優れた自然環境を良好な状態で継承するため保全に効果が図られた。<br>例<br>・9箇所について保全、指定。H11~18年度までで7箇所の保全事業を実施。H20年度に共生条例で指定した生息地保護区を地域の保護団体に対し、補助しその活動に弾みをつけてた。 |   |  | 地域で自然環境を保全しようとする団体の育成が課題。 | 市町 | 滋賀県  | -    |
| 253 | 自然    | 平地丘陵地におけるビオトープ  | 自然的景観と人文的景観の保全の拡充  | ★ ● 自然的景観と人文的景観の保全の拡充                      |   | 景観法の全面施行を受け、景観行政全体の見直しを行う。(新たな地域指定については、各景観行政団体が行う。) | -   | 景観法を活用し新たな地域指定に取り組める景観行政団体の数は、県を含めて8となった。                             | 各景観行政団体が新たな地域指定を行っているが、内湖等の指定には至っていない。                           |                           |    |      |      |
| 254 | 自然    |                 |  | 生物環境アドバイザー制度の拡充                            | ★ ◎ 生物環境アドバイザー制度の拡充                                 | 360箇所  | 387箇所   | 100%超   | 計画施策量360箇所を上回る387箇所への生物環境アドバイザーの派遣により「人と自然にやさしい建設工事」の実現に効果が図られた。 | 滋賀県                       | -  | -    | -    |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成  | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)     | H20年度末累計施策量 | 達成度  | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体 | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |   |
|-----|-------|--|--|--|-------------|--|--|---|------|------|------|------|---|
| 255 | 自然    | 山地森林におけるビオトープ<br>自然的景観と人文的景観の保全の拡充   | ★ ●  | 自然的景観と人文的景観の保全の拡充                              |             | -  | 景観法の全面施行を受け、景観行政全体の見直しを行う。(新たな地域指定については、各景観行政団体が行う。)   | 各景観行政団体が新たな地域指定を行っているが、内湖等の指定には至っていない。  |      |      |      |      |   |
| 256 | 自然    | ビオトープのネットワークの補完・形成の効果のとりまとめ  |  |  |             |  | ビオトープのネットワークの補完・形成の課題のとりまとめ  |   |      |      |      |      |   |
| 257 | 自然    | ・湖辺域における保全・再生による生物生息空間の確保、分断された連続性の修復や質的向上により生物多様性の低下の抑制に効果が図られた。<br>・自然湖岸の保全についてのヨシ群落保全管理は計画施策量を達成し、湖岸保全整備事業(砂浜保全)では66.7%の進捗が見られる。河川・河畔林でのビオトープでは、河川改修事業(多自然型川づくり)で68.6%が、砂防事業では計画施策量を上回る達成度を得ている。また、生物環境アドバイザー制度の拡充などビオトープのネットワークによる生物生息空間の質的向上でも計画施策量を上回る実績を有するなど、ビオトープのネットワークの骨格の概成に向けた拠点確保が推進された。 |  |  |             |  | ・計画施策量達成の方策展開が課題である。<br>・実施施策の経過モニタリングによる検証を通じて取り組みとバックアップ、さらなるデータ蓄積と応用が課題である。   |   |      |      |      |      |   |
| 258 | 自然    | 条例、基準の遵守<br><br>利用規制・制度条例づくり   | ★ ○  | 水面利用計画の啓発                                      |             | -  | 次の地域協定を県が認定<br>・南小松水上バイク等対策協議会、大津市南小松自治会。大津市近江舞子。H19.3.16認定。<br>・横江浜区水上バイク等対策協議会。高島市横江浜。H19.5.1認定。<br>・長浜港水面利用マナーアップ協議会。長浜市長浜港。H20.8.11認定。 | 県が地域協定の認定を受けた住民や関係者の協力を支援するとともに、監視活動の支援を行うことで、迷惑行為による地域住民への騒音等の被害軽減が図れたとともに、ゴミのポイ捨て取り締まりにより、定点観測調査では、H14年度に比べ約6割のポイ捨てごみが減少した。オオクチバス等の密放流を一定抑制できた。 | 滋賀県  | -    | -    | -    |   |
| 259 | 自然    |  | ★ ○  | 自然公園等事業  |             | -  | 32箇所   |   | 滋賀県  | -    | -    | -    |   |
| 260 | 自然    |  | ★ ○  | 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく指導取り締まりの強化と琵琶湖水上オートバイク安全所管の実施 |             | -  | 琵琶湖等水上安全条例の一部改正 H16.7.1<br>酒酔操船等の禁止、救命胴衣等の着用義務   |   | 滋賀県  | -    | -    | -    |   |
| 261 | 自然    |  | ★ ○  | 関係機関・団体との連携による広報啓発活動の推進並びに水上安全指導員の活用による安全指導の実施 |             | -  | 滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則<br>平成2年3月1日滋賀県公安委員会規則第1号<br>改正平成20年11月21日より安全指導の実施を展開。   |   |      |      |      |      |   |
| 262 | 自然    |  | ★ ○  | 滋賀県ごみ散乱防止条例                                    |             | -  | ゼロ・エミッションの取組の推進として滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)<br>環境美化監視員による監視・啓発活動、ごみのポイ捨て公開取締りなどへの取り組み<br>改正 平成16年10月25日条例第38号                               |   | 滋賀県  | -    |      |      |   |
| 263 | 自然    |  | ⑤ ○  | 滋賀県漁業調整規則                                      |             |  | 指定魚種以外の水産動物に対し県内への移植を規制。この規定によりオオクチバスやブルーギル等の放流を規制。<br>改正 昭和54年7月23日   |   | 滋賀県  | -    |      | 1964 | - |
| 264 | 自然    | ★ ◎  | エコミュージアムレイクの取り組み   |  | -           | ・参加型では、魚類・昆虫など、博物館では野外調査などの際に収集。<br>・住民からの情報を展示などの博物館事業に生かす。ニュースレターの送付、研修会、見学会など<br>・収集した情報をホームページや出版物などで発信<br>・博物館資料を収集する際の課題を整理する。 | -  | -   | 滋賀県  | -    | 1996 | -    |   |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成  | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量         | 達成度 | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体 | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |  |
|-----|-------|--|--|--|---------------------|-----|--|--|------|------|------|------|--|
| 265 | 自然    | 保全意識に基づく利活用マナーの醸成  | ★ ●  | 保全意識に基づく利活用マナーの醸成                          |                     | -   | 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(H15.4.1施行)に基づき、プレジャーボートの利用の適正化や外来魚のリリース禁止などを定め、琵琶湖の適正なレジャー利用推進のための対策を進めた。<br>・琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)を策定。H19.3                     | 条例施行より5年が経過し、琵琶湖におけるルールが浸透してきてはいるが、依然としてルールが守られていない部分もあるため、今後も継続した指導および普及啓発が必要である。                           | 滋賀県  | -    | -    | -    |  |
| 266 | 自然    | 琵琶湖サポーターズ(愛護会)の結集  | ★ ●  | 琵琶湖サポーターズ(愛護会)の結集                          |                     | -   | びわこサポーターズによる活動   | -  | 滋賀県  | -    | -    | -    |  |
| 267 | 自然    | 琵琶湖エコツーリズムの取り組み  | ★ ●  | 淡海エコツーリズム推進事業                              |                     | -   | 環境学習関連事業のひとつとして実施  | -  | 滋賀県  | -    | -    | -    |  |
| 268 | 自然    | 適正な係り方の効果のとりまとめ  |  |  |                     |     |  | 適正な係り方の課題のとりまとめ  |      |      |      |      |  |
| 269 | 自然    | ・条例、基準の遵守や保全意識に基づく利活用マナーの醸成などにより、例えばプレジャーボートに関する苦情件数の減少等保全に効果がみられるものがある。 |  |  |                     |     |  | ・継続的遵守と事業者指導の維持、条例の認知度向上、環境美化に対する意識の高揚が課題である。  |      |      |      |      |  |
| 270 | 自然    | 身近なテーマを取り上げた住民参加型の調査   | ★ ○  | ホタルダス調査等の住民参加型調査                           |                     | -   | フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業 住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業 等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回) | フィールドレポーター93名、はしかけ14グループ、354名が育ってきており、これらの人たちとの協働で調査・研究活動の一層の充実が課題となっている。                                    | 滋賀県  | -    | -    | -    |  |
| 271 | 自然    | 生きもの総合調査の実施の継続的実施  | ★ ◎  | 生きもの総合調査<br>野生生物生息状況調査                     | 琵琶湖集水域<br>123,792ha | -   | レッドデータブックの2005年度版を発売し、引き続き2010年度版を目指し平成18年から3か年間希少種等の実態調査を行ったほか、これまで実施してこれなかった土中生物の調査を追加した。  | レッドデータブックの2005年度版発刊により、希少種への興味を持つ人を増やすことができた。また、開発等に対し判断指針ができた。  | 滋賀県  | -    | 2001 | 2010 |  |
| 272 | 自然    | 在来生物多様性確保対策の仕組みづくり   | ★ ◎  | 在来生物多様性確保対策の仕組みづくり                         |                     | -   |  | 民間開発の情報の事前収集や指針の周知および適用規模について検討する必要がある。  | 滋賀県  | -    | -    | -    |  |
| 273 | 自然    |  | ②  | イヌワシ・クマタカ保護のための体制の確立                       |                     | -   | イヌワシ・クマタカ小委員会開催<br>20回開催   | 例<br>・イヌワシ・クマタカ小委員会が20回開催。<br>・滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針が策定され、公共事業や大規模な民間開発について、猛禽類の調査が行われるようになり、広い見地で検討が加えられるようになった。 | 滋賀県  | -    | 2001 | 2010 |  |
| 274 | 自然    |  | ★ ○  | 低酸素化に伴う生態系の変化の解明                           |                     | -   | 琵琶湖北湖の低酸素化の実態把握および北湖生態系に与える影響の把握に関するモニタリングの実施  | 実測値の蓄積とともにモデルの改善が必要となる。  | 滋賀県  | -    | 2008 | 2010 |  |
| 275 | 自然    |  | ★ ○  | 琵琶湖湖中探査先端技術化計画<br>北湖ステーション実験               |                     | -   | 湖中探査先端技術化計画はH12年度に終了。  | モニタリングデータの蓄積、国際的に評価できる環境データの提供が可能となったことで生態系等に関する調査研究に効果が図られた。<br>例   | 滋賀県  | -    | 1997 | 2000 |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成                | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名  | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量   | 達成度  | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体                                  | 補助主体   | 始期   | 予定終期 |   |      |      |
|-----|-------|----------------------|---|--|---|--|--|---|---------------------------------------|--------|------|------|---|------|------|
| 276 | 自然    | 生態系等に関する調査研究         | ★ ○ 社会的要因が内湖の生物環境に与える影響   |  |   |  | 琵琶湖塩津湾の水質が北湖の生態系に及ぼす影響に関する研究では、水流・生物化学の現地調査から塩津湾の水質の北湖への影響を量的に把握ができた。<br>「琵琶湖湖中探査先端技術化計画」により国際的にも評価できる環境データの提供が可能となった。   | 解析を進める上で実測値の蓄積が必要<br>高精度観測システムの維持には滋賀県だけでは限界があり国の支援が必要  |                                       |        |      |      |   |      |      |
| 277 | 自然    |                      | ★ ○ 琵琶湖生態系の長期的変遷  |  |   |  |  |   |                                       |        |      |      |   |      |      |
| 278 | 自然    |                      | ★ ○ 高次消費者による水域生態系から陸域生態系への物質移動とその   |  |   |  |  |   |                                       |        |      |      |   |      |      |
| 279 | 自然    |                      | ★ ○ 水田生態系と人間活動に関する総合研究  |  |   |  |  |   |                                       |        |      |      |   |      |      |
| 280 | 自然    |                      | ★ ○ 琵琶湖沿岸帯の生態系と動態に関する研究   |  |   |  |  |   |                                       |        |      |      |   |      |      |
| 281 | 自然    |                      | ★ ● 琵琶湖集水域における植生の分布状況およびその特性に関する研究  |  |   |  |  |   |                                       |        |      |      |   |      |      |
| 282 | 自然    |                      | ★ ● 琵琶湖集水域における湿地の分布状況およびその生態特性に関する研究  |  |   |  |  |   |                                       |        |      |      |   |      |      |
| 283 | 自然    |                      |   | 琵琶湖総合保全調査事業                                |   | ワタカやゲンゴロウブナによる水草の摂餌研究  |  |   | -                                     |        |      | 滋賀県  | - | 2000 | 2002 |
| 284 | 自然    |                      | ②   | 沿岸帯機能修復研究・外来魚等の有効利用に関する研究、漁場環境動向調査研究       |   | 琵琶湖の沿岸帯では外来魚の異常繁殖などの生態系の変化による漁場機能の低下が見られるため、多面的に漁場環境の回復手法の研究を行い、再生手法を構築した。 |  |   | -                                     |        |      | 滋賀県  | - | 2001 | 2003 |
| 285 | 自然    |                      | ①   | 琵琶湖塩津湾の水質が北湖の生態系に及ぼす影響に関する研究               |   | 琵琶湖の流れ数値モデルおよび塩津湾生態系統合モデルの有効性検証、汎用性の確認、北湖へ移流する塩津湾の栄養塩類の量的把握                |  |   | -                                     |        |      | 滋賀県  | - | 2005 | 2007 |
| 286 | 自然    | 住民参画・情報共有・調査研究等      | 琵琶湖保全についての啓発・情報発信   | ★ ○ ラムサール条約関連事業                            | 84団体  | (ラムサール条約の普及啓発) 会員市町職員の資質向上のための研修会、一般県民を対象とした水鳥観察会等                         | = $(15+16)/84=36.9\%$  | 条約の普及啓発を通じて情報の集約・発信と住民参画に効果が図られた。<br><br>例<br>・琵琶湖ラムサール条約連絡協議会への加盟は、沿岸15市町と県の16団体にどまっているが、研修会と水鳥観察会を毎年実施し、条約の普及啓発を実施。 | 加盟団体を、沿岸市町にとどまらず、県内全市町に広げていくことが必要である。 | 滋賀県/市町 | -    | -    | - |      |      |
| 287 | 自然    | 情報の集約・発信と住民参画        | ③ ● 地域に根ざした住民参画・協力の体制づくり<br>参加型資料収集を含む博物館資料整備事業<br>フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に |  | フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業 等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回) | -  | きめ細かな事業の展開を通じて地域に根ざした住民参画・協力の体制づくりに効果が図られた。<br><br>例<br>・フィールドレポーターやはしかけグループが育成されたこと、企業・住民・行政の協働による活動モデルの構築、行政に提言できる場の提供や協力関係を構築できる場の構築などの効果が見られた。<br>・都市再生プロジェクトでは、「南湖湖底環境改善事業」「新浜うおじまプロジェクト(ピオトーブ整備)」「ピオトーブでの面源負荷対策(草津市下物)」など関係機関が連携した一体的な対策を実施することができた。 | 協働に係る調査・研究の一層の充実、地域住民活動の充実、県域ネットワークの新たな形や協議会運営方法及び支援及び情報共有が必要である。<br><br>・琵琶湖の南湖については、外来魚や水草などの対策を引き続き、連携して行う必要がある。   | 滋賀県                                   | -      | 1996 | -    |   |      |      |
| 288 | 自然    | 地域に根ざした住民参画・協力の体制づくり | ★ ○ グラウンドワーク事業  |  | H14~H19年度 6地区の実施<br>高島市、米原市(旧山東町、旧伊吹町)、甲賀市、余呉町、日野町  | -  |  |   | 滋賀県                                   | -      | -    | -    |   |      |      |
| 289 | 自然    |                      | ① (仮称)流域アジェンダ策定・推進事業  |  | 琵琶湖流域ネットワーク委員会<br>運営支援  | -  |  |   | 滋賀県                                   | -      | 2001 | -    |   |      |      |
| 290 | 自然    |                      | ① (仮称)流域アジェンダ実践促進事業   |  | 各流域協議会の実践活動に対する支援(大津志賀、湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西)  | -  |  |   | 滋賀県                                   | -      | 2004 | 2006 |   |      |      |
| 291 | 自然    |                      | ① 農村地域住民活動支援事業  |  | 専門家の派遣等<br>105件191名<br>研修会11回   | -  |  |   | 滋賀県土地改良事業団体連合会                        | 滋賀県    | 2001 | -    |   |      |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成  | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量 | 達成度 | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体  | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |  |
|-----|-------|--|--|--|-------------|-----|---|--|---|------|------|------|--|
| 292 | 自然    |  | ②  | ホンモロコ資源緊急回復対策事業                            |             | -   | 天然採卵親魚23,000尾の養成<br>放流用ふ化仔魚生産のための親魚3.6トンの養成。<br>ホンモロコ種苗(発眼卵、ふ化仔魚)55,602千尾放流。<br>放流効果調査。   |  | 滋賀県   | -    | 2006 | 2011 |  |
| 293 | 自然    |  | ①  | 湖辺のにぎわい復活事業                                |             | -   | 平成20年度までの3年間、国の委託を受け「湖沼の漁場改善技術開発委託事業」を実施し、ワカとコイが環境の改善に効果があることが実証された。  |  | 滋賀県   | -    | 2009 | 2011 |  |
| 294 | 自然    |  | ⑤  | 人工河川管理運用事業                                 |             | -   | ①安曇川人工河川<br>養成親魚8トン放流によりふ化仔魚24.2億尾流下。<br>②天然河川遡上親魚放流<br>姉川人工河川3.9トン放流によりふ化仔魚6.1億尾流下<br>常水河川0.7トン放流  |  | 滋賀県   | -    | 1981 | -    |  |
| 295 | 自然    |  |  | 都市再生プロジェクト<br>「琵琶湖・淀川流域圏の再生」:南湖再生WG        |             | -   | ・「南湖再生WG」を設置<br>・第1回～第4回の南湖再生WG開催<br>・事例集の作成  |  | 滋賀県<br>大津市<br>草津市<br>守山市<br>水資源機構<br>水産庁<br>近畿農政局<br>環境省<br>近畿地方整備局 | -    | 2006 | -    |  |
| 296 | 自然    |  | ②  | 湖沼の漁場改善技術開発事業                              |             | -   | 湖底耕耘器の開発、湖底耕耘、濾過食性貝類移植による底質改善効果の把握試験・効果調査や湖岸植生多様化効果試験、植食性固有魚種等放流効果試験等の実施<br><br>(H18年度)<br>湖底耕耘150ha等<br>(H19年度)<br>湖底耕耘150ha等<br>(H20年度)<br>湖底耕耘150ha等 |  | 水産庁   | -    | 2006 | 2008 |  |
| 297 | 自然    | 住民参画・情報共有・調査研究等の効果のとりまとめ   |  |  |             |     |   | 住民参画・情報共有・調査研究等の課題のとりまとめ   |   |      |      |      |  |
| 298 | 自然    | ・自然的環境・景観保全分野の目標である「ピオートのネットワークの骨格の概成に向けた拠点確保」に対して調査研究では様々なデータを蓄積し情報の集約・発信と住民参画では、きめ細かな事業の展開を通じて地域に根ざした住民参画・協力の体制づくりに効果が図られた。<br>・H10年度計画策定以降に事業着手が開始され多くの施策によって住民参画・情報共有・調査研究等に効果が図られた。 |  |  |             |     |   | ・モニタリング検証による対策展開の方向性について明確していくことが課題である。  |   |      |      |      |  |
| 299 | 参画・実践 | 環境負荷の少ない暮らしづくりの促進  | ★  | マイバッグキャンペーン                                |             | -   | 平成20年度「環境やさしい買い物キャンペーン」を実施。   | 更なる取組について事業者、住民団体、行政との協議や継続した指導、普及啓発が必要である。<br><br>・アンケート結果分析によると、テレビ・ラジオ・インターネットのメディアを使った手法は、イベントやチラシに比べて評価が低かった。また、マスメディアを利用する方法は、大勢の人々に語りかけることが出来る反面、十分な理解を得ることが難しいと言える。<br>・アンケート等の分析結果をもとに、より効率的な手法について検討を行うとともに、啓発活動を継続していく。 | 滋賀県   | -    | -    | -    |  |
| 300 | 参画・実践 |  | ★  | 淡海くらしスリム運動                                 |             | -   | くらしのアドバイザーによる啓発人数=10,206人(H12年度累計)  |  | 滋賀県   | -    | 1998 | 2002 |  |
| 301 | 参画・実践 |  | ★  | 節水キャンペーン                                   |             | -   | 啓発ポスター、チラシ、パンフレットの関係機関への配布やテレビ、ラジオでの節水CM、キャンペーン、断水生活体験(社会実験)等を実施。(近畿地方整備局)<br>毎年6月1日～7日の「水道週間」において、ポスターや壁新聞等を用いて広報活動を実施。<br>平成20年で第50回目                 |  |   | -    | -    | -    |  |
| 302 | 参画・実践 |  | ★  | グリーン購入の推進                                  |             | -   | 滋賀県庁の環境負荷低減への取組で実践  |  | 滋賀県   | -    | -    | -    |  |
| 303 | 参画・実践 |  | ★  | 淡海エコライフフェアの実施                              |             | -   | 県民の環境美化活動参加率=22.2%(H13年度末)  |  | 滋賀県   | -    | 1996 | 2001 |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成  | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量               | 達成度 | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体  | 補助主体          | 始期   | 予定終期 |      |
|-----|-------|--|--|--|---------------------------|-----|--|--|---|---------------|------|------|------|
| 304 | 参画・実践 | 環境負荷の少ない暮らしや事業活動の展開  | ★  | 利活用マナーの醸成                                  |                           | -   | 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(H15.4.1施行)に基づき、プレジャーボートの利用の適正化や外来魚のリリース禁止などを定め、琵琶湖の適正なレジャー利用推進のための対策を進めた。<br>・琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)を策定。H19.3 |  |   |               |      |      |      |
| 305 | 参画・実践 |  | ★  | エコライフ琵琶湖賞の推進                               |                           | -   | 県民の環境美化活動参加率=22.2%(H13年度末)   | ISO14000 シリーズの取得などを通じて環境負荷の少ない事業活動の推進に効果が図れた。  | 滋賀県   | -             | 1996 | 2001 |      |
| 306 | 参画・実践 |  | ★  | ISO14000 シリーズの取得促進                         |                           | -   | 滋賀県庁平成10年3月ISO14001EMS認証<br>H20年度県内事業所総取得件数361件  |  | 滋賀県   | -             | -    | -    |      |
| 307 | 参画・実践 |  | ★  | 環境調和型農業の推進                                 |                           | -   | 環境調和型農業モデル地区育成事業によりモデル地区内の環境調和型農業実践面積の割合=23.3%(目標20%)  |  | 滋賀県   | -             | 1998 | 2002 |      |
| 308 | 参画・実践 |  | 住民、NPO等による保全活動の推進  | ★  | 住民参加の一斉清掃活動               |     | -  | H10～19年度 県下一斉運動 累計動員数:1,246,886人。  | 毎年10万人規模の県下一斉活動など住民、NPO等による保全活動の拡大に効果が図られた。                           | 滋賀県           | -    |      |      |
| 309 | 参画・実践 |  |  | ★  | 里山活用地域活動推進事業の推進           |     | -  | 水辺エコトーンマスタープランに位置づけ<br>里山活用地域活動促進事業  |   | 滋賀県           | -    |      |      |
| 310 | 参画・実践 |  |  | ★  | 生き物総合調査、ホテルダス等の住民参画型調査の実施 |     | -  | フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回) |   | 滋賀県           | -    | -    | -    |
| 311 | 参画・実践 | ★  |  | インターネットによる情報提供                             |                           | -   | 県ホームページによる環境情報の提供  |  | 滋賀県   | -             |      |      |      |
| 312 | 参画・実践 | ★  |  | 環境ボランティアの育成                                |                           | -   |  |  | 滋賀県   | -             |      |      |      |
| 313 | 参画・実践 | 環境負荷の少ない暮らしや事業活動の展開の効果のとりまとめ   |  |  |                           |     | 環境負荷の少ない暮らしや事業活動の展開の課題のとりまとめ   |  |   |               |      |      |      |
| 314 | 参画・実践 | ・環境負荷の少ない暮らしづくりの促進、環境負荷の少ない事業活動の促進、住民、NPO等による保全活動の推進など環境負荷の少ない暮らしや事業活動の展開が公表資料等から明らかであり、参画・実践分野の重点事項のひとつである「環境負荷の少ない暮らしや事業活動への転換」について効果があった。 |  |  |                           |     | ・更なる取組について事業者、住民団体、行政との協議や継続した指導、普及啓発が必要。  |  |   |               |      |      |      |
| 315 | 参画・実践 | 保全の取り組みのネットワークの構築  | ★  | 琵琶湖水質保全対策行動計画の推進                           |                           | -   | 琵琶湖水質保全対策行動計画に基づき、特定水域である赤野井湾地域、中間水路地域、浮舟地域において、下水道、市街地排水浄化対策、水質保全対策、農業集落排水、流入河川対策、底質改善対策などの事業を実施。                                     | 関係機関の情報共有、連携組織の設置・開催により行動計画の推進が図られた。   | 流入汚濁負荷は削減されているが、赤野井湾の水質改善に至っておらず、水質汚濁メカニズムの解明を関係機関と協力・連携し実施していく必要がある。 | 滋賀県           | -    | 1997 | 2006 |
| 316 | 参画・実践 |  | ★  | 関係行政機関の連携組織の設置・運営                          |                           | -   | 琵琶湖総合保全連絡調整会議、琵琶湖総合保全推進協議会の設置(H11)<br>毎年事業実施実施状況等について情報交換を実施   |  | 国土交通省   |               |      |      |      |
| 317 | 参画・実践 |  | ★  | 豊稔の里一碧い琵琶湖創造作戦の促進                          |                           | -   | 豊稔の里赤野井湾流域協議会の育成と実践活動を支援するために協議会へ補助を実施。また改善対策の実践に役立てるための住民参加による水質調査等の支援を実施。  | 様々な施策と多様な主体の活動によりネットワーク化の推進に住民参加、協働の取り組みが実施された。  | 交流会等を通じた情報共有を進めること、地域住民活動の自立化が必要である。                                  | 豊稔の里赤野井湾流域協議会 | -    |      |      |
| 318 | 参画・実践 |  | ★  | みずすまし構想の推進                                 |                           | -   | 地域への支援、推進協議会との連携。県下全域で12の協議会が活動。   | 例<br>・豊稔の里一碧い琵琶湖創造作戦の促進では、会員数が450となった。   |   | 滋賀県/市町/土地改良区  | -    |      |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分  | 対策の構成                        | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量  | 達成度 | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体 | 補助主体 | 始期 | 予定終期 |   |
|-----|--|------------------------------|--|--|--|-----|--|--|------|------|----|------|---|
| 319 | 保全の取り組みのネットワークの構築  | ネットワーク化の推進                   | ★  | グラウンドワーク事業                                 | H14～H19年度 6地区の実施<br>高島市、米原市(旧山東町、旧伊吹町)、甲賀市、余呉町、日野町   | -   | ・みずすまし構想の推進では地域住民活動を広げるとともに学校等と連携した体験学習を進めた。<br>・グラウンドワーク事業では、企業・住民・行政の協働による活動モデルの構築が図れた。            | 関心を一層高める工夫、更なる交流、学習を深める工夫が必要である。   | 滋賀県  | -    | -  | -    |   |
| 320 |  |                              | ★  | 淡海ネットワークセンター等におけるNPO活動支援等                  | 淡海ネットワークセンター(淡海文化振興財団)の設立。H9.4.1   | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 321 |  | 琵琶湖・淀川流域圏等の広域的なネットワーク化の推進    | ★  | びわこ水源の森づくり                                 | 平成20年度「びわこ水源の森づくり活動」・新緑の三上山麓のグリーンウォークの実施等  | -   |  |  |      |      |    |      | びわこ水源の森づくり、びわこ湖フローティングスクール「湖の子」への下流児童の参加創出によって琵琶湖・淀川流域圏等の広域的なネットワーク化の推進が図られてきた。また、世界に琵琶湖に係る情報発信が出来た。<br><br>例<br>・開館以来12年で約679万人が来館(琵琶湖博物館)<br>・環境セミナー船(H11～16)延べ14.6千人が利用<br>・琵琶湖・淀川流域圏の再生をめざし、あらゆる関係機関が連携することで、一体的・総合的な施策の展開が図れた。 |
| 322 |  |                              | ★  | ソフトツーリズムの推進                                |  | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 323 |  |                              | ★  | びわこ湖フローティングスクール「湖の子」の下流児童の利用               | ・累積航海数 54航海<br>・県外累積乗船校 54校(大阪府27校、京都府27校)<br>・県外累積乗船児童数 3,754人(大阪府1,763人、京都府1,995人)   | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 324 |  |                              | ★  | 琵琶湖・淀川環境白書の作成                              |  | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 325 |  |                              | ★  | 琵琶湖保全の支援者の結集                               | 琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会<br>琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会<br>琵琶湖・淀川流域圏再生有識者委員会<br>琵琶湖・淀川流域圏連携交流会   | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 326 |  |                              | ★  | 第9回世界湖沼環境会議の開催                             | 2001.11.11～16 滋賀県大津市(琵琶湖畔)にて開催   | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 327 | 保全の取り組みのネットワークの構築の効果のとりまとめ   |                              |  |  |  |     | 保全の取り組みのネットワークの構築の課題のとりまとめ   |  |      |      |    |      |   |
| 328 | ・保全の取り組みのネットワークの構築、多様な主体の参画とネットワーク化の推進、琵琶湖・淀川流域圏等の広域的なネットワーク化の推進など保全の取り組みのネットワークの構築が公表資料等から明らかであり、参画・実践分野の重点事項のひとつである「環境負荷の少ないくらしや事業活動への転換」について効果があった。 |                              |  |  |  |     | ・更なる取組について事業者、住民団体、行政との協議や継続した指導、普及啓発が必要。  |  |      |      |    |      |   |
| 329 | 世代を超えた意識の共有  | 環境学習等の推進                     | ★  | 琵琶湖博物館、水環境科学館の運営                           | 琵琶湖博物館、水環境科学館の運営   | -   | 環境学習の拠点、場の旺盛な運営・活用によって身近な環境保全の意識啓発、環境学習の推進に効果が図られた。  | ・「琵琶湖博物館中長期基本計画」に基づく一層の活動の充実、体験をととした森林環境学習の推進が課題。                        | 滋賀県  | -    | -  | -    |   |
| 330 |  |                              | ★  | 環境セミナー船の運航                                 | 環境セミナー船利用者数延べ14609人(H11～H16)   | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 331 |  |                              | ★  | おうみもりの体験セミナーの実施                            |  | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 332 |  | 世代を超えた取り組みの促進                | ★  | 環境副読本の改訂・充実                                | 小・中・高等学校とも、改訂時に児童生徒1学年人数分の環境教育副読本を配布し、活用を図っている。<br>小・中・高初版発行 昭和56年3月<br>小学校4訂版(平成13年7月)<br>中学校5訂版(平成16年3月)<br>高等学校5訂版(平成17年3月) | -   | ・環境副読本のを活用して地域に根ざした環境教育が展開されている。<br>・びわこ湖フローティングスクール「湖の子」の運営では、琵琶湖やふるさとの様子などの現状や課題に具体的に気づき考えることができる。 | データの更新、今日的な課題の記述。<br>学習プログラムの充実、総合的な学習活動となる取り組みの充実、児童の体験学習度を生かした指導の工夫など。 | 滋賀県  | -    | -  | -    |   |
| 333 |  |                              | ★  | 環境学習番組の制作・放映                               |  | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 334 |  |                              | ★  | びわこ湖フローティングスクール「湖の子」の運営                    | ・累積航海数 914航海<br>・累積乗船校数 2450校<br>・累積乗船児童数 143,096人   | -   |  |  |      |      |    |      |   |
| 335 | ★  | 学校周辺等の環境調査や山をフィールドとした体験学習の推進 |  | -  |  |     |  |  |      |      |    |      |   |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成  | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量                    | 達成度  | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体   | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |   |
|-----|-------|--|--|--|--------------------------------|--|--|--|--|------|------|------|---|
| 336 | 参画・実践 |  | ★  | エコミュージアムレイクの取り組み                           |                                | -  | ・参加型では、魚類・昆虫など、博物館では野外調査などの際に収集。<br>・住民からの情報を展示などの博物館事業に生かす。ニュースレターの送付、研修会、見学会など<br>・収集した情報をホームページや出版物などで発信<br>・博物館資料を収集する際の課題を整理する。 |  | 滋賀県  | -    | 1996 | -    |   |
| 337 | 参画・実践 | 世代を超えた意識の共有の効果のとりまとめ   |  |  |                                |  |  | 世代を超えた意識の共有の課題のとりまとめ   |  |      |      |      |   |
| 338 | 参画・実践 | ・環境学習等の推進、世代を超えた取り組みの促進など保世代を超えた意識の共有が公表資料等から明らかであり、参画・実践分野の重点事項のひとつである「環境負荷の少ないくらしや事業活動への転換」について効果があった。 |  |  |                                |  |  | ・更なる取組について事業者、住民団体、行政との協議や継続した指導、普及啓発が必要。                                  |  |      |      |      |   |
| 339 | 交流・情報 | さまざまな人の交流の充実   | ★  | 個人や活動グループの交流支援                             |                                |  | フィールドレポーター93名、はしかけ14グループ、354名が育ってきており、これらの人たちとの協働で調査・研究活動を実施し、一定の効果が認められる。   | はしかけ、フィールドレポーター等、地域の人びとの協働による調査・研究活動の一層の充実が課題となっている。                       |  |      |      |      |   |
| 340 | 交流・情報 |  | ★  | 人と情報の交流の促進                                 | 環境調査等への市民参加促進                  | フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回) | -  |  |  | 滋賀県  | -    | -    |   |
| 341 | 交流・情報 |  | ★  | メディアとの連携による交流の促進                           | 双方向メディアの活用促進                   |  |  |  |  |      |      |      |   |
| 342 | 交流・情報 |  | ★  | 市民、メディア等との連携による交流促進                        |                                |  |  |  |  |      |      |      |   |
| 343 | 交流・情報 |  | ★  | 交流拠点の機能充実                                  | 市民の交流拠点の機能充実                   | フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回) |  | フィールドレポーター93名、はしかけ14グループ、354名が育ってきており、これらの人たちとの協働で調査・研究活動を実施し、一定の効果が認められる。 | はしかけ、フィールドレポーター等、地域の人びとの協働による調査・研究活動の一層の充実が課題となっている。 |      |      |      |   |
| 344 | 交流・情報 | さまざまな人の交流の充実の効果のとりまとめ  |  |  |                                |  |  | さまざまな人の交流の充実の課題のとりまとめ  |  |      |      |      |   |
| 345 | 交流・情報 | ・環境調査等への市民参加促進などさまざまな人の交流の充実が公表資料等から明らかなものがあり交流・情報の重点事項である「府県域を超えた広域的な人と情報の交流の推進」については効果があるとみられる。        |  |  |                                |  |  | ・対策・施策の実施状況を検証し課題を検討することが課題。   |  |      |      |      |   |
| 346 | 交流・情報 | 広域的な交流の展開  | ★  | 流域圏における情報共有の促進                             | 琵琶湖・淀川環境白書の作成                  |  |  | 琵琶湖・淀川流域圏における試研機関の連携によって流域圏における情報共有の促進に効果が図られた。                            | 関心を一層高める工夫、更なる交流、学習を深める工夫が必要である。                     |      |      |      |   |
| 347 | 交流・情報 |  | ★  | 各情報誌、機関誌の活用                                |                                |  |  |  | ・琵琶湖・淀川流域圏の再生のために、より一層行政とNPO等との連携・協働を行う必要がある。        |      |      |      |   |
| 348 | 交流・情報 |  | ★  | 琵琶湖の保全への連携促進                               | 琵琶湖サポーターズ(愛護会)の結集              | びわこサポーターズによる活動例:平成18年10月7日(土)・8日(日)活動名:びわこの森写真展(聖泉大学学園祭「万聖祭」で開催)活動団体:びわこサポーターズクラブ 場所:彦根市:聖泉大学  | -  | 住民による広報活動、上流の林業者の団体と下流の市民団体が連携し、森林づくりが推進されている。                             | 流域住民全体で流域の森林づくりに取り組むよう啓発を進める必要がある。                   | 滋賀県  | -    | -    | - |
| 349 | 交流・情報 |  | ★  | 流域の協力による森林の整備                              | 例えば「みんなの森づくり活動支援事業」による施策がみられる。 |  | -  |  |  | 滋賀県  | -    | -    | - |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

## 琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成   | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量 | 達成度   | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体  | 補助主体                              | 始期  | 予定終期 |   |
|-----|-------|---|--|--|-------------|---|--|--|---|-----------------------------------|-----|------|---|
| 350 | 交流・情報 | 広域的な連携による情報発信   | ★  | 既存媒体の有効活用                                  |             |   | 琵琶湖・淀川流域圏の再生をめざし、あらゆる関係機関が連携することで、一体的・総合的な施策の展開が図れた。 | 琵琶湖・淀川流域圏の再生のために、より一層行政とNPO等との連携・協働を行う必要がある。   |   |                                   |     |      |   |
| 351 | 交流・情報 | 琵琶湖・淀川ソフトツーリズムの普及   | ★  | 淡海エコツーリズム推進事業                              |             |   | 検討委員会を通じた滋賀ならではのエコツーリズムの展開。H16-18年度                  |  |   |                                   |     |      |   |
| 352 | 交流・情報 | 広域的な交流の展開の効果のとりまとめ  |  |  |             |   |  | 広域的な交流の展開の効果のとりまとめ   |   |                                   |     |      |   |
| 353 | 交流・情報 | ・琵琶湖の保全への連携促進など広域的な交流の展開が公表資料等から明らかなものがあり交流・情報の重点事項である「府県域を超えた広域的な人と情報の交流の推進」については効果があるとみられる。               |  |  |             |   |  | ・多くの対策・施策で実施状況を検証し課題を検討することが課題。  |   |                                   |     |      |   |
| 354 | 交流・情報 | 基礎的な環境情報の充実   | ★  | 環境情報の提供と量的・質的充実                            |             |   |  | -  |   |                                   |     |      |   |
| 355 | 交流・情報 | 琵琶湖に関する基礎的な情報の共有  | ★  | 行政施策の早期段階での情報公開                            |             |   | 例えば「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の制定」など                    | -  |   | 滋賀県                               | -   | -    |   |
| 356 | 交流・情報 |   | ★  | 進捗状況や施策の効果に関する情報公開                         |             |   | 県ホームページによる環境情報の提供                                    | -  |   | 滋賀県                               | -   | -    |   |
| 357 | 交流・情報 |   | ★  | 住民、企業等が持つ情報共有の促進                           |             |   | 交流の場としての博物館展示事業がみられる。                                | -  |   |                                   |     |      |   |
| 358 | 交流・情報 | 琵琶湖に関する基礎的な情報の共有の効果のとりまとめ   |  |  |             |   |  | 琵琶湖に関する基礎的な情報の共有の課題のとりまとめ  |   |                                   |     |      |   |
| 359 | 交流・情報 | ・琵琶湖に関する基礎的な情報の共有が公表資料等から明らかなものがあり交流・情報の重点事項である「総合案内機能充実と情報へのアクセス向上」については効果があるとみられる。                        |  |  |             |   |  | ・多くの対策・施策で実施状況を検証し課題を検討することが課題。  |   |                                   |     |      |   |
| 360 | 交流・情報 | 調査・研究等専門的な情報の活用   | ★  | 研究情報のデータベース化                               |             |   | 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターにおけるデータベースの蓄積                        | -  | データベース化などにより研究情報ネットワークの構築に効果が図られた。  | ・総合的なデータベースシステムの構築及びデータの拡充が必要である。 | 滋賀県 | -    | - |
| 361 | 交流・情報 |   | ★  | 自立分散型ネットワークの構築                             |             |   |  | 例<br>・研究情報のデータベース化では、精度の高い観測データや、貴重な映像資料を収集することができた。<br>・自立分散型ネットワークの構築では、Linux上で作成されたデータベース管理システム(SODA)を作成した。 |   |                                   |     |      |   |
| 362 | 交流・情報 |   | 調査・研究等専門的な情報の活用の効果のとりまとめ   |  |             |   |  |  | 調査・研究等専門的な情報の活用の課題のとりまとめ  |                                   |     |      |   |
| 363 | 交流・情報 | ・研究情報のデータベース化、自立分散型ネットワークの構築など調査・研究等専門的な情報の活用により有効な成果が明らかであり交流・情報の重点事項である「基礎的な環境情報の量的・質的充実」については効果があるとみられる。 |  |  |             |   |  | ・データベースの更なる蓄積とネットワーク化の強化が課題である。  |   |                                   |     |      |   |
| 364 | 交流・情報 | わかりやすく活用しやすい情報の伝達   | ★  | わかりやすい環境情報の提示                              |             |   |  | -  |   |                                   |     |      |   |
| 365 | 交流・情報 |   | ★  | 情報へのアクセス利便性の向上                             |             |   | 県ホームページによる環境情報の提供                                    | -  |   | 滋賀県                               | -   | -    |   |
| 366 | 交流・情報 |   | わかりやすく活用しやすい情報の伝達の効果のとりまとめ   |  |             |   |  |  | わかりやすく活用しやすい情報の伝達の課題のとりまとめ  |                                   |     |      |   |
| 367 | 交流・情報 | ・施設や媒体での総合案内機能の充実が公表資料等から明らかなものがあり交流・情報の重点事項である「府県域を超えた広域的な人と情報の交流の推進」については効果があるとみられる。                      |  |  |             |   |  | ・多くの対策・施策で実施状況を検証し課題を検討することが課題。  |   |                                   |     |      |   |
| 368 | 調査・研究 |   | ★  | 微量化学物質のモニタリング                              |             |   | 観測の推進と体系的な調査研究の推進／観測の推進                              | -  | ・水質調査の目的を国・県など水質調査担当者へのヒアリングを通じて整理するとともに、先端解析モデルのニーズに応じた観測地点を明らかにした。<br><br>・水質データの取得により様々なデータの蓄積を可能とした他、ロボットによる連続観測の実現など | 滋賀県                               | -   | -    |   |
| 369 | 調査・研究 | ★   | 地下水関係総合調査  |  |             | 微量化学物質に関する情報の整理<br>横田喜一郎・木村康二・中村正久<br>琵琶湖研究所所報21号 |  | ・試験研究機関における観測体制のあり方について、関係各部局間での総合的観測計画や分担と実施について検討を進める。   |   |                                   |     |      |   |
| 370 | 調査・研究 | ★   | 農業用水の利用実態の把握   |  |             | 浸透貯留域の保全対策/農地の確保と保全・整備/かんがい排水事業                   |  | ・蓄積されたデータの更なる利活用を推進し、解析モデルへの適用を通じて機構解明に資すること、  |   |                                   |     |      |   |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成 | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)                    | H20年度末累計施策量  | 達成度 | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等                                  | 実施主体 | 補助主体 | 始期    | 予定終期 |      |
|-----|-------|-------|--|---|--|-----|---|--|------|------|-------|------|------|
| 371 | 調査・研究 | 観測の推進 | ★ ホタルダス等の住民参加型調査   | 自然的環境・景観分野/住民参加・情報共有・調査研究等/情報の集約・発信と住民参画/地域に根ざした住民参画・協力の体制づくり | フィルトレーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業 住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業 等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回) | -   | 特定個別の事象・水象データが把握できた。<br><br>・水物質循環を再現する統合解析モデルのためのデータ群について蓄積が進められたこと、試験・研究機関がアクセス可能なデータ整備が推進できたこと、直接観測によって新たな知見が得られるなど水質機構解明を前進させることに効果が図られた。 | ・また、取得されたデータの一般への分かり易い説明と情報アクセスの改善などが今後の課題である。 | 滋賀県  | -    | -     | -    |      |
| 372 | 調査・研究 |       | ★ 琵琶湖湖中探査先端技術化計画北湖ステーション実験   | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/観測の推進/琵琶湖の調査研究の精度を高めることが可能となった。             | 熊谷道夫 1999 湖中探査先端技術化計画より<br>ー琵琶湖から未来への挑戦ー 琵琶湖研究所所報 16:6-11  | -   |   |  |      |      |       |      |      |
| 373 | 調査・研究 |       | ★ 高次消費者による水域生態系から陸域生態系への物質移動とその影響  |   |  |     |   |  |      |      |       |      |      |
| 374 | 調査・研究 |       | ★ 生きもの総合調査   | レッドデータブックの作成  | 平成11年度までの3年間で実施。他:野生生物生息状況調査 これまでレッドデータブックで扱われていないコケ類の予備調査、および滋賀県生物種目録作成のための情報収集、希少生物種の実態調査。滋賀県生物種目録の中間とりまとめ。とりわけ保護が求められる種に関する生息実態調査の継続。                 | -   |   |  |      | 滋賀県  | -     | -    | -    |
| 375 | 調査・研究 |       | ★ 水質・大気自動測定局による常時監視  |   | 湖辺局(7局)、湖心局(3局)、河川局(8局)<br>現在、水質自動測定局は休止している(H17.4.1~)。  | -   |   |  |      | 滋賀県  | -     | -    | -    |
| 376 | 調査・研究 |       | ★ 水質モニタリングへのランドサットによるリモートセンシング技術の導入の検討   |   |  |     |   |  |      |      |       |      |      |
| 377 | 調査・研究 |       | ★ 市街地排水浄化対策方法の研究   | 発生源対策/土地系/市街地排水対策/市街地排水浄化対策事業                                 |  |     |   |  |      | 滋賀県  | 国土交通省 |      |      |
| 378 | 調査・研究 |       | ★ 琵琶湖流入河川流量の把握   |   |  |     |   |  |      |      |       |      |      |
| 379 | 調査・研究 |       | ★ 自然浄化機能の評価技術の開発   | FFクリーナーの開発  | FFクリーナーの開発   | -   |   |  |      | 滋賀県  | -     | 1998 | 2003 |
| 380 | 調査・研究 |       | ★ 底泥からのりん溶出削減手法の開発   | 湖内対策/底質改善対策   |  |     |   |  |      |      |       |      |      |
| 381 | 調査・研究 |       | ★ 森林の水環境保全機能に関する総合研究   | 水源かん養/貯留域の保全対策/浸透域の面的確保/森林/森林の面的確保と適正管理                       | ・「森林の水環境保全機能に関する研究」の実施   | -   |   |  |      | 滋賀県  | -     | 1998 | 2007 |
| 382 | 調査・研究 |       | ★ 森林地域の水文循環における降雨・積雪の役割の評価   | 水源かん養/貯留域の保全対策/浸透域の面的確保/森林/森林の面的確保と適正管理/保安林指定の促進と適正な管理        |  |     |   |  |      |      |       |      |      |
| 383 | 調査・研究 |       | ★ 琵琶湖の水質モニタリング指標の研究  |   |  |     |   |  |      |      |       |      |      |
| 384 | 調査・研究 |       | ★ ③ 水質調査の項目、頻度、体制等の検討(名称変更後)   | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/観測の推進                                       |  |     |   |  |      |      |       |      |      |
| 385 | 調査・研究 |       | ★ 水質調査及び水量観測等の総合的な水管理体制のあり方についての検討   |   |  |     |   |  |      |      |       |      |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成 | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量   | 達成度 | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等   | 実施主体 | 補助主体      | 始期   | 予定終期 |
|-----|-------|-------|--|--|---|-----|---|---|------|-----------|------|------|
| 386 | 調査・研究 |       | ★  | ロボットによる水質監視システムの開発等                        | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/観測の推進/自律型潜水ロボット(AUV)を用いた観測手法の開発                         |     |   |   |      |           |      |      |
| 387 | 調査・研究 |       | ★  | 生態系活用による総合防除技術(省農薬化)の確立                    | 発生源対策/農業系/省化学肥料推進対策/環境こだわり農業の推進   |     | 水稲や野菜等の総合防除技術確立に向けた研究の実施<br>・斑点米カメムシ類の耕種的防除法の確立<br>・温湯浸漬法および生物農薬利用によるイネ種子伝染性病害の総合防除技術<br>・施設栽培ナスにおける捕食性天敵利用によるアブラムシ類の防除<br>・生物農薬等を利用した主要野菜の病害虫管理技術<br>・昆虫病原菌を利用したアブラナ科野菜の害虫防除 等 | 更なる調査研究及び解析の深度化、モニタリングの継続やデータの蓄積に加え、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全の分野に捉われない横断的調査研究体系の充実。 | 滋賀県  | 農林水産省(一部) | 1998 | 2007 |
| 388 | 調査・研究 |       | ★  | 琵琶湖への負荷流出機構の実態把握                           | 水質保全分野/規制・住民参画・情報共有等/負荷排出規制、条例等/湖沼水質保全計画等の湖沼水質保全対策                        |     |   |   |      |           |      |      |
| 389 | 調査・研究 |       | ①  | 環境負荷の削減を図るための森林管理方法の検討                     | ・琵琶湖森林づくり条例制定(平成16年4月)<br>・琵琶湖森林づくり基本計画策定(平成16年12月)<br>・琵琶湖森林づくり事業        | -   | 期観測による森林施業と環境変化が森林流出水および森林動態に及ぼす影響の定量的把握、流出水の水質向上方法を定量的に評価するための小面積実験の実施と解析  |   | 滋賀県  | -         | 2002 | 2006 |
| 390 | 調査・研究 |       | ①  | ノンポイント負荷が琵琶湖水質に及ぼす影響の把握                    | ・琵琶湖に係る湖沼水質保全計画<br>・環境こだわり農業<br>・県みずすまし構想<br>・ふるさと・水と土保全対策事業<br>・河川環境整備事業 | -   | 琵琶湖北湖S局上層および野洲川河口沖で濁度、クロロフィルの連続観測の実施、代かき濁水および降雨時負荷の影響把握   |   | 滋賀県  | -         | 2005 | 2007 |
| 391 | 調査・研究 |       | ★  | 湖内の有機汚濁機構の解明調査                             | 水質保全分野/規制・住民参画・情報共有等/負荷排出規制、条例等湖沼水質保全計画等の湖沼水質保全対策                         |     |   |   |      |           |      |      |
| 392 | 調査・研究 |       | ★  | 底泥有効利用技術の開発                                |   |     |   |   |      |           |      |      |
| 393 | 調査・研究 |       | ★  | ため池データベースの拡充整備に関する調査-研究                    | ため池等整備事業<br>ため池等環境整備事業  | -   | 平成15年度から16年度にかけ、県内50程度のため池について調査しデータをホームページに公開  |   | 滋賀県  | -         | -    | -    |
| 394 | 調査・研究 |       | ★  | 土石等採取跡地の効果的な森林回復技術、制度の検討                   | 水源かん養/貯留域の保全対策/浸透域の面的確保/森林/森林の面的確保と適正管理/保安林指定の促進と適正な管理                    |     |   |   |      |           |      |      |
| 395 | 調査・研究 |       | ★  | 琵琶湖沿岸帯の生態系と動態に関する研究                        |   | -   | 琵琶湖生態系、琵琶湖の環境の変遷、人間活動の影響に関する研究、琵琶湖の生態系、人為的自然環境、湖と人との相互作用に関する研究<br>累計施策量:琵琶湖の沿岸帯に注目した生物群集の構造などの一部を明  |   | 滋賀県  | -         | 1996 | -    |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成             | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量   | 達成度                          | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等 | 実施主体 | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |  |
|-----|-------|-------------------|--|--|---|------------------------------|---|---------------|------|------|------|------|--|
| 396 | 調査・研究 | 観測の推進と体系的な調査研究の推進 | ★<br>③   | BOD、COD乖離現象の解明<br>水質汚濁メカニズムの解明に関する政策課題研究   | 水質保全分野/規制・住民参画・情報共有等/負荷排出規制、条例等湖沼水質保全計画等の湖沼水質保全対策<br>観測の推進と体系的な調査研究の推進/体系的な調査研究の推進/<br>・琵琶湖総合保全学術委員会  |                              | ①琵琶湖における難分解性有機物の分析法の検討<br>②難分解性有機物モニタリング<br>③分画等による難分解性有機物の特性調査<br>④琵琶湖流域統合管理モデルの改良 |               | 滋賀県  | -    | 2007 | 2009 |  |
| 397 | 調査・研究 |                   | ★  | 農業系流出負荷削減対策技術の確立・実証                        |   |                              |   |               |      |      |      |      |  |
| 398 | 調査・研究 |                   | ★  | 畜産と耕種部門を結合した物質循環の確立試験                      | 発生源対策/畜産系/地域水(循環)対策/畜産環境施設整備事業  |                              |   |               |      |      |      |      |  |
| 399 | 調査・研究 |                   | ★  | 低酸素化に伴う生態系の変化の解明                           |   |                              |   |               |      |      |      |      |  |
| 400 | 調査・研究 |                   | ★  | 社会的要因が内湖の生物環境に与える影響                        |   |                              |   |               |      |      |      |      |  |
| 401 | 調査・研究 |                   | ★  | 琵琶湖生態系の長期的変遷                               |   |                              |   |               |      |      |      |      |  |
| 402 | 調査・研究 |                   | ★  | 水田生態系と人間活動に関する総合研究                         | ピオトープのネットワークによる生物生息空間の量的確保対策/魚のゆりかご水田環境直接支払パイロット事業  | 魚のゆりかご水田プロジェクトの展開/セミナー開催     | -   |               |      |      |      |      |  |
| 403 | 調査・研究 |                   | ①  | 琵琶湖を広域・長時間の時空間に位置づけた上での湖と人との関わりの歴史に関する研究   | 地域に根ざした住民参画・協力の体制づくり<br>参加型資料収集を含む博物館資料整備事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>流域の地域特性に基づいた生物多様性保全手法の構築 | 滋賀県の魚類やほ乳類の由来について、一部を明らかにする。 | -   |               | 滋賀県  | -    | 1996 | -    |  |
| 404 | 調査・研究 | ★                 | 在来生物多様性確保対策の仕組みづくり   |  |   |                              |   |               |      |      |      |      |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成       | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野)   | H20年度末累計施策量 | 達成度 | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等 | 実施主体 | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |
|-----|-------|-------------|--|--|-------------|-----|---|---------------|------|------|------|------|
| 405 | 調査・研究 | 体系的な調査研究の推進 | ① 流域の地域特性に基づいた生物多様性保全手法の構築   | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/体系的な調査研究の推進<br>・琵琶湖総合保全学術委員会<br>・ふるさと滋賀の野生動物との共生に関する条例<br>・ヨシ群落保全条例<br>・県COP10検討委員会<br>・早崎内湖再生計画検討委員会<br>・琵琶湖小百科編集委員会<br>・早崎内湖干拓環境モニタリング調査検討委員会<br>・琵琶湖の総合的な保全のための計画点検調査委員会<br>・淀川水系流域委員会<br>・琵琶湖オオクチバス等防除モデル事業調査検討会 |             | -   | ①西の湖および周辺水域における在来種と外来種との間でみられた繁殖場所の違いの季節変化とヨシ帯の環境構造の違いを明らかにした。ヨシの遺伝的多様性解析から、国内ヨシ集団はいずれも高いクローン多様性を示し、遺伝距離と地理的距離の間に有意な正の相関がありましたが、琵琶湖地域全体ではクローン多様性が乏しいことがわかりました。しかし内湖ヨシ集団はクローン多様性が高く、有意に分化している集団が多いことがわかりました(表1)。クローン多様性が高い集団では自然結実率が高く、クローン多様性が低い集団では有性繁殖の可能性が低下していること、琵琶湖地域の集団では、自然条件下で花粉不足が起きており、自家和合性の集団と自家不和合性の集団の両方が見られること、また琵琶湖地域集団と宇治大橋集団の間で外交弱勢が生じていることがわかりました。各地点のヨシを交配させて得た種子の発芽・生残率を調べたところ、自殖由来の種子の生残率は遺伝的多様性が低いほど高く、また外交配由来の種子の生残率は、遺伝的多様性が高いほど高い結果になりました。<br>②60年前と現在の西の湖周辺の詳細な微地形データを復元解析した。<br>③ヨシの倍数体調査を行った。<br>④タブノキ群落について滋賀県下における分布変遷に関する情報を収集した。<br>⑤水鳥の消化管滞留時間の実験調査と、早崎ビオトープでの水鳥の移動と分布調査 |               |      |      |      |      |
| 406 | 調査・研究 |             | ① 流域の地域特性に基づいた生物多様性保全手法の構築   |  |             |     | ①西の湖および周辺水域における在来種と外来種との間でみられた繁殖場所の違いの季節変化とヨシ帯の環境構造の違いを明らかにした。<br>②60年前と現在の西の湖周辺の詳細な微地形データを復元解析した。<br>③ヨシの倍数体調査を行った。<br>④タブノキ群落について滋賀県下における分布変遷に関する情報を収集した。<br>⑤水鳥の消化管滞留時間の実験調査と、早崎ビオトープでの水鳥の移動と分布調査  |               | 滋賀県  | -    | 2005 | 2007 |
| 407 | 調査・研究 |             | ① 琵琶湖生態系における微量化学物質の研究  | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/体系的な調査研究の推進  |             | -   | ・4月～8月の7回にかけて、沿岸帯6地点および対象地点1地点で、水質、底質、生物中を対象に農業項目30種を測定した。底質については乾燥減量、強熱減量、粒径分布等の基本性状の測定を併せて実施した。<br>・周辺調査として、沿岸帯調査と同時に周辺10地点の水質中の農業30種を測定した。   |               | 滋賀県  | -    | 2005 | 2007 |
| 408 | 調査・研究 |             | ★ 地域に根ざした住民参画・協力の体制づくり   |  |             | -   | フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回)  |               | 滋賀県  | -    | 1996 | -    |
| 409 | 調査・研究 |             | ★ 調査研究体系の検討等   |  |             |     |   |               |      |      |      |      |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成                      | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量  | 達成度 | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等              | 実施主体 | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |  |
|-----|-------|----------------------------|--|--|--|-----|---|----------------------------|------|------|------|------|--|
| 410 | 調査・研究 |                            | ②  | 琵琶湖生態系修復総合対策研究                             | 湖内対策/生態系保全対策/水産資源培養・漁場環境保全施策/栽培漁業、漁場環境保全施策、有害生物駆除  | -   | ①外来魚駆除効果の評価<br>②底質改良水域の効果調査<br>③環境保全型栽培技術効率化研究<br>④温水性魚類の初期減耗要因解明研究<br>⑤淡水真珠生産機能回復研究<br>⑥栽培対象魚の遺伝的多様性研究<br>⑦アユ資源調査精度向上対策研究  |                            | 滋賀県  | -    | 2004 | 2008 |  |
| 411 | 調査・研究 |                            | ①  | 紫外線が琵琶湖の水質へ及ぼす影響評価                         | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/体系的な調査研究の推進  | -   | 地表や水中での紫外線の実測値と紫外線が様々な要因により湖中で減衰する経験則をまとめた。また、水中の溶存有機物や農薬の紫外線による変化を明らかにし、紫外線による生物への影響も検討した。   |                            | 滋賀県  | -    | 2005 | 2007 |  |
| 412 | 調査・研究 |                            | ①  | 内部負荷による湖内水質変動の解析および生態系保全に向けた水質管理に関する政策課題研究 | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/体系的な調査研究の推進・次期マザーレイク21計画の策定基礎(琵琶湖の環境変遷、水質と生態系保全のバランス等)<br>・湖沼水質保全計画(策定根拠データ)<br>・琵琶湖総合保全学術委員会ワーキンググループ(H21)<br>・水質汚濁対策事業<br>・環境省湖沼水質保全検討会<br>・環境省琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査   | -   | 琵琶湖の水質とプランクトンに関連した既存のモニタリング数値データを収集、入力し、可能な限り長期間の変遷統一的形式のデータセットとして整理した。また、水質の長期変遷について解析を行った。  |                            | 滋賀県  | -    | 2007 | 2010 |  |
| 413 | 調査・研究 |                            | ①  | 湖岸生態系の保全・修復および管理に関する政策課題研究                 | 観測の推進と体系的な調査研究の推進/体系的な調査研究の推進<br>・次期マザーレイク21計画の策定基礎(生態系保全)・貴重植物の保護に配慮した公園管理・琵琶湖総合保全学術委員会、同ワーキンググループ【魚ワーキング】絶滅危惧魚類および貝類の減少要因に関するデータの提供、【水質メカニズム部会】湖岸域の土地条件に関するGIS解析資料の提供・在来魚の減少要因に関する検討資料(外来魚パンフレット)・ふるさと滋賀の野生動物との共生に関する条例長期構想(保護地区選定の基礎データ)・水草繁茂に係る要因分析検討会・滋賀県COP10事業検討会・生きもの総合調査魚介類部会・琵琶湖の総合的な保全のための計画点検調査委員会・淀川水系流域委員会・琵琶湖および周辺河川環境に関する専門家グループ(水陸移行WG会議) | -   | ①水草、在来魚、特定外来生物、湖沼保全等に関する研究会等の開催、記録集の作成<br>②湖岸環境変遷や湖岸生態系に関する調査資料等の収集と一部電子化<br>③土地条件、湖岸植生(秋季・春季)、水鳥に関する湖岸環境変遷調査<br>④水生昆虫(ユスリカ、カゲロウ)、貴重植物に関する湖岸域現況調査と標本収集<br>⑤沈水植物の1960年代のBST調査から現在までの分布情報収集と水草管理の課題整理<br>⑥沿岸域管理に関する情報収集と課題整理、沿岸域の文化景観の変化の把握<br>⑦水草と流速に関する研究の実施<br>⑧特定外来生物ミズヒマワリの分布調査、調査駆除、駆除効果の評価等の実施 |                            | 滋賀県  | -    | 2007 | 2010 |  |
| 414 | 調査・研究 | 観測の推進と体系的な調査研究の推進の効果のとりまとめ |  |  |  |     |   | 観測の推進と体系的な調査研究の推進の課題のとりまとめ |      |      |      |      |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成  | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量                                     | 達成度   | 対策の効果  | 対策の効果を踏まえた課題等 | 実施主体   | 補助主体   | 始期  | 予定終期                 |      |      |  |
|-----|-------|--|--|--|---|---|--|---------------|--|--|---|----------------------|------|------|--|
| 415 | 調査・研究 | ・多くの施策で成果がみられ調査・研究の重点事項である「メカニズム解明、モニタリングに必要な調査研究、調査研究体系の検討」について効果がみられる。 |  |  |   |   |  |               |  |  |   |                      |      |      |  |
| 416 | 調査・研究 | 調査研究ネットワークの構築  | 住民、試験研究機関、行政等とのネットワークづくり   | ★  | 水生生物調査  | 住民参加・情報共有・調査研究等/情報の集約・発信と住民参画/地域に根ざした住民参画・協力の体制づくり  | フィールドレポーター制度等参加型調査を含む博物館交流・サービス事業<br>住民参加型情報事業を含む琵琶湖生命文化複合体エンサイクロペディアの開発と利用<br>参加型調査を含む博物館資料や情報の収集、整理、保管、利用に関する研究<br>農村地域住民活動支援事業等の展開(専門家の派遣等105件191名研修会11回) | -             | 水生生物調査、協議会による事業推進、人的ネットワークの活用を通じて住民、試験研究機関、行政等とのネットワークづくりに効果が図られた。   | H21年度には、行政と連携した本手法の活用の芽が出つつはあるが、参加型環境情報が、住民の中で利用されるだけでなく、行政と連携して地域の問題解決に利用されていくことが今後はより一層望まれる。 | 滋賀県   | -                    | -    |      |  |
| 417 | 調査・研究 |  |  | ★  | 豊稜の郷赤野井湾流域協議会、みずすまし推進協議会の環境調査等                  |   | ・豊稜の郷赤野井湾流域協議会により事業推進。   | -             | ・県民参画型環境情報システムの構築に関する研究では、第1期マザーレイク21計画の河川流域単位での取組に関連する30以上の水環境保全活動団体による身近な水環境調査の成果をデータベース化・共有化が達成され、各団体の活動の成果を目に見えるようにすることができた。 |  | 豊稜の郷赤野井湾流域協議会   | -                    | -    |      |  |
| 418 | 調査・研究 |  |  | ①  | 県民参画型環境情報システムの構築に関する研究                          | 調査研究ネットワークの構築/住民、試験研究機関、行政等とのネットワークづくり<br>希望するNPO団体等が本システムを活用できるようにした。・第一期マザーレイク21計画(河川流域単位での取組)<br>・うおの会調査データ共有支援、南湖の生きものモデル再生事業(実施中)<br>・農業排水調査(世代をつなぐ農村まるごと保全対策)<br>・湖南流域環境保全協議会活動支援・河川水路等流向情報の可視化・共有(実施中) | 人的ネットワークの活用により、地域住民による自発的利用度を高めるための試みを行った。また、本手法を流域管理における住民参加を促進する手法としていくための指針をまとめた。   | -             |  |  | 滋賀県   | -                    | 2005 | 2007 |  |
| 419 | 調査・研究 |  |  | ★  | 試験研究機関の連携強化                                     |   | 滋賀県琵琶湖研究所と滋賀県立衛生環境センターの環境部門が、再編統合。平成17年(2005年)6月滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開所<br>「滋賀県試験研究機関連携会議」の開催。   | -             |  |  |   |                      |      |      |  |
| 420 | 調査・研究 |  |  | 調査研究ネットワークの構築の効果のとりまとめ                     |   |   |  |               |  |  | 調査研究ネットワークの構築の課題のとりまとめ  |                      |      |      |  |
| 421 | 調査・研究 | ・施策に成果がみられ調査・研究の重点事項である「学研機関を核とした調査研究ネットワークの構築検討」について効果がみられる。            |  |  |   |   |  |               |  |  |   |                      |      |      |  |
| 422 | 調査・研究 | 世界の湖沼保全への貢献  | 国際交流の推進  | ★  | 生態学琵琶湖賞の顕彰                                      |   | 平成3年度創設、東アジア・東南アジア・西太平洋地域・国内の研究者を表彰。H20年度以降は日本生態学会が主催。   | -             | 生態学琵琶湖賞の顕彰では、国内をはじめ、アジアの生態学研究の振興に貢献とともに、第9回世界湖沼会議の開催では、琵琶湖の環境保全に取り組んできた知見と経験を世界に向け発信。  | 平成20年度より日本生態学会に事業を移管したため、今後の同賞の円滑な運営への協力のあり方。また、今後の湖沼会議への参加・参画のあり方の検討が必要である。                   | 滋賀県   | -                    | 1991 | -    |  |
| 423 | 調査・研究 |  |  | ★  | 第9回世界湖沼会議の開催                                    |   | 2001.11.11~16 滋賀県大津市(琵琶湖畔)にて開催   | -             |  |  |   | 滋賀県                  | -    |      |  |
| 424 | 調査・研究 |  |  | ★  | 古代湖をキーワードにした国際的な研究交流の機会創出検討                     |   | 世界古代湖会議 ICAL '97 -古代湖における生物と文化の多様性-を開催 平成9(1997)年6月  | -             |  |  |   | 滋賀県                  | -    |      |  |
| 425 | 調査・研究 |  |  | ★  | 国際湖沼環境委員会(ILEC)及びUNEP国際環境技術センター滋賀事務所(IETC)の取り組み |   | 世界湖沼会議の開催国団体との共催。  | -             |  |  | 国際湖沼環境委員会(ILEC)及びUNEP国際環境技術センター滋賀事務所(IETC)の取り組みについては、途上国を中心とした統合的湖沼流域管理を普及した。 | 途上国における統合的湖沼流域管理の定着。 | 滋賀県  | -    |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。  
 ※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21~24  
 H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由



## 琵琶湖の総合的な保全のための施策実施状況及び対策区分ごとの効果・課題(H10年度計画に位置付けられていない施策名のものを含む)

| 分野  | 対策の区分 | 対策の構成  | 施策名※1 ★印は、H10年度計画で位置づけ<br>(○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取<br>組み)番号はH10年度以降に着手された理由<br>赤字:H10計画に位置付けのない施策名 | 資料編に示された<br>第1期計画施策量※2<br>成果反映先分野・施策<br>等(調査・研究分野) | H20年度末累計施策量   | 達成度 | 対策の効果   | 対策の効果を踏まえた課題等  | 実施主体 | 補助主体 | 始期   | 予定終期 |  |
|-----|-------|--|---|--|---|-----|---|--|------|------|------|------|--|
| 426 | 調査・研究 |  | ★   | APEC環境技術交流促進事業                                     |   | -   | APEC 環境技術交流促進事業運営協議会による活動。                                    |  |      |      |      |      |  |
| 427 | 調査・研究 | 世界の湖沼保全への貢献の効果のとりまとめ   |   |  |   |     |   | 世界の湖沼保全への貢献の課題のとりまとめ   |      |      |      |      |  |
| 428 | 調査・研究 | ・多くの施策で成果がみられ調査・研究の重点事項である「国際的取り組みの継承・発展、情報交換・技術協力等」について効果がみられる。 |   |  |   |     |   | ・国際交流をよみなく継続していくことが課題である。<br>・国際協力について途上国における統合的湖沼流域管理の定着を更に進めていくことが課題である。 |      |      |      |      |  |
| 429 | 新規課題  | ①  | (水産業温暖化対策事業)<br>水温上昇が琵琶湖の水産生物に<br>及ぼす影響の解明  |  | 水温上昇の影響を把握するために、<br>産卵場と水温との関係把握調査およ<br>び飼育試験を実施した。 | -   | 当面は、温暖化がもたらす影響<br>の把握が重要であり、イサザ、ビ<br>ワマス等について状況が把握され<br>つつある。 | さらにデータを集積する必要があ<br>る。  | 滋賀県  | -    | 2008 | 2010 |  |
| 430 | 新規課題  | ①  | (水産業温暖化対策事業)<br>温暖化適応型ニゴロブナ種苗放流<br>技術開発事業   |  | 通常の水温躍層の解消時期より遅<br>い3月に9.5万尾のニゴロブナ120mm<br>種苗を放流した。 | -   | 放流した魚がH22より漁獲対象と<br>なるなど効果の兆しが認められ<br>る。                      | 効果調査を行うとともに、放流方<br>法の確立が課題である。   | 滋賀県  | -    | 2008 | 2012 |  |

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由

※1印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書(平成11年3月)で位置付けられている施策。○既存施策/◎モデル的取り組み/●新規取り組みは、同報告書での分類。

※2印は、琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書 資料編 P21～24

H10年度以降に着手された理由 ①:新たな課題への対応 ②:問題の深刻化への対応 ③:名称変更・施策の統合 ④:H10年度計画に未掲載 ⑤:H10計画で具体的に施策が位置付けられていないなど他の理由